

人事委員会年報



奥大井湖上駅(南アルプスあぶとライン) (写真提供:静岡県観光協会)

令和6年度版

静岡県人事委員会

は じ め に



静岡県人事委員会は、人事行政の専門的機関として、県職員の採用試験の実施や、県職員の給与、勤務時間等の勤務条件についての県議会及び知事への勧告、また、不利益処分に関する職員からの審査請求の審査などの事務を行っています。

この年報は、令和6年度に実施したこのような事務の概要をまとめたものです。また、採用試験の実施や給与の勧告の状況等については、経年の推移を資料編として掲載しました。

県民の皆さまや関係各位にとりまして、この年報が、人事委員会の行う事務について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和7年6月

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

目次

< 本 編 >

第1章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	事務局組織及び事務分掌	20

第2章 任用関係

1	採用の状況	23
2	昇任の状況	28
3	応募者確保対策	28

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告及び勧告	31
2	調査・研究	32
3	人事委員会規則の制定・改廃の状況	33
4	給与の支払監理	33

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

1	勤務条件に関する措置要求	34
2	不利益処分に関する審査請求	34
3	苦情相談	35
4	労働基準監督機関としての職権の行使	35
5	時間外勤務命令の上限規制	36
6	管理職員等の範囲の指定	37
7	贈与等の報告書の審査	37
8	退職手当の支給制限等の処分の調査審議	37

< 資 料 編 >

1	職員の推移	38
2	県職員採用試験・警察官採用試験の状況	40
3	職員の給与等に関する報告及び勧告の状況	46
4	ラスパイレス指数の推移	60
5	職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移	62
6	勤務条件に関する措置要求の推移	63
7	不利益処分に関する審査請求の推移	63
8	苦情相談の受付処理状況	64
人事委員会事務局の基本理念と行動指針		65

<本 編>

第 1 章 組織及び運営

人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う機関として地方公務員法に基づき設置されている公平・中立な第三者機関です。

このような役割を果たすため、人事委員会では、公平かつ透明性のある県職員採用試験の実施、民間事業所の給与実態調査を踏まえた議会及び知事への勤務条件に関する報告・勧告、さらに、職員からの不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査などの業務を行っています。

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、静岡県においては、昭和 26 年 6 月 12 日静岡県人事委員会設置条例（昭和 26 年静岡県条例第 28 号）により人事委員会が設置されました。

2 人事委員会委員

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の行政委員会であり、その委員は議会の同意を得て知事が選任します。

任期は 4 年であり、令和 7 年 4 月 1 日現在の委員は次のとおりです。

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長 (非常勤)	小川 良昭	H 20. 8. 1 ~ H 22. 7. 30 H 22. 7. 31 ~ H 26. 7. 30 H 26. 7. 31 ~ H 30. 7. 30 H 30. 7. 31 ~ R 4. 7. 30 R 4. 7. 31 ~ R 8. 7. 30	5 期目 弁護士 委員長就任 H 23. 7. 15
委員 (非常勤)	岡部 比呂男	R 1. 7. 15 ~ R 5. 7. 14 R 5. 7. 15 ~ R 9. 7. 14	2 期目 元会社役員
委員 (常 勤)	八木 敏裕	R 7. 4. 1 ~ R 7. 8. 11	1 期目 元県職員 委員長職務代理者

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されており、これを大別すると次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

行政権限	人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること
	人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること
	人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び知事に勧告すること
	職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと
	職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること
	職員の苦情を処理すること
	職員団体の登録、労働基準監督機関としての権限の行使、贈与等報告書の審査、退職管理の適正の確保等を行うこと
準立法的権限	人事委員会の権限に属する事項について人事委員会規則を制定すること
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

4 人事委員会の開催状況

令和6年度に開催した人事委員会の会議は30回（定例会26回、臨時会4回）で、計208件の事案について審議等を行いました。

回数	開催年月日	区分	内 容
1	R 6 . 4 . 3	議題	公平審査
2	R 6 . 4 . 17	議題	管理職手当に関する規則の一部改正
			公平審査
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
		報告	令和6年職種別民間給与実態調査の実施
			令和5年度職員からの苦情相談の状況
臨時1	R 6 . 4 . 30	議題	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
3	R 6 . 5 . 8	議題	公平審査
			令和6年度静岡県職員採用試験(大学卒業程度)の実施
			令和6年度静岡県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施
			令和6年度静岡県職員採用試験(短期大学卒業程度)の実施
			令和6年度静岡県職員(職務経験者)採用試験の実施
			令和6年度静岡県職員(障害のある方)採用試験の実施
			令和6年度静岡県職員(就職氷河期世代)採用試験の実施
4	R 6 . 5 . 22	議題	贈与等報告書の審査
			公平審査
			公平審査
			一般職任期付職員の採用の承認等
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
			令和6年度新設事業所等の号別決定の結果
5	R 6 . 6 . 13	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			令和6年能登半島地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について(通知)の廃止
			公平審査
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)(早期試験)の確定
		報告	職員の給与に関する規則の一部改正

回数	開催年月日	区分	内 容
6	R 6 . 6 . 26	議題	公平審査
			静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
		報告	令和 6 年職種別民間給与実態調査の実施結果
7	R 6 . 7 . 10	議題	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則等・通知の改正
			公平審査
			静岡県警察官 A（第 1 回）及び警察官 B（第 1 回）採用候補者名簿の確定
			令和 6 年度静岡県警察官 A 採用試験（第 2 回）の実施
			令和 6 年度静岡県警察官 B 採用試験（第 2 回）の実施
		報告	公平審査
			解雇予告除外認定
8	R 6 . 7 . 24	議題	静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針（通知）の一部改正
			公平審査
			公平審査
			公平審査
		報告	令和 5 年（行ウ）第 22 号措置要求決定取消等請求事件
9	R 6 . 8 . 21	議題	令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			公平審査
			公平審査
			管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			静岡県職員採用候補者名簿（大学卒業程度）の確定
		報告	令和 6 年人事院勧告の概要
			令和 6 年人事委員会勧告に向けた作業スケジュール
10	R 6 . 9 . 4	議題	令和 6 年度定例会開催日程の変更
			令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じた職員等の状況（令和 5 年度分）
			公平審査
			贈与等報告書の審査
			静岡県職員採用候補者名簿（職務経験者）の確定

回数	開催年月日	区分	内 容
11	R 6 . 9 . 11	議題	令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則による時間外在校等時間の上限時間を超えた職員の状況(令和5年度分)
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			最低賃金引き上げに伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
12	R 6 . 9 . 17	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			応急防災等作業手当に係る人事委員会が相当すると認める作業の承認及び手当額の定め
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
13	R 6 . 9 . 24	議題	職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			公平審査
			公平審査
			一般職の任期付職員の採用の承認等
14	R 6 . 10 . 1	議題	令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			令和 6 年度定期外試験の実施
		報告	勤務条件に関する措置要求
15	R 6 . 10 . 11	議題	令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			令和 6 年度静岡県職員採用試験(大学卒業程度)の実施
			令和6年度静岡県職員(職務経験者)採用試験の実施

回数	開催年月日	区分	内 容
16	R 6 . 11. 6	議題	令和 6 年度定例会開催日程の変更
			再任用された職員への手当支給の拡大
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿（高等学校卒業程度）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（短期大学卒業程度）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（障害のある方）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代）の確定
		報告	一般職の任期付職員の採用の取りやめ
臨2	R 6 . 11. 15	議題	公平審査
17	R 6 . 11. 18	議題	公平審査
		報告	令和5年（行ウ）第22号措置要求決定取消等請求事件
			令和 7 年度当初予算
18	R 6 . 12. 4	議題	令和 7 年度静岡県職員採用試験の改善
			地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			公平審査
			公平審査
			贈与等報告書の審査
19	R 6 . 12. 11	議題	静岡県警察官 A（第 2 回）及び警察官 B（第 2 回）採用候補者名簿の確定
			通勤手当の運用について（通知）の一部改正
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
20	R 6 . 12. 23	議題	公平審査
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の一部改正
			初任給調整手当に関する規則・通知の一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			給料の調整額の調整基本額について（通知）の制定
			辺地公署に勤務していた職員が教育委員会へ異動した場合の優遇措置の調整

回数	開催年月日	区分	内 容
20	R 6 . 12. 23	議題	60 歳を超える任期付職員及び臨時的任用職員における号給決定の特例について(承認申請)の変更承認
			フルタイム会計年度任用職員の給料月額に関する承認及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			静岡県職員採用試験(大学卒業程度)(早期試験)の改善
21	R 7 . 1 . 9	議題	勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正
			静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)の確定
			静岡県職員採用候補者名簿(職務経験者)の確定
			行政職(行政Ⅰ・行政Ⅱ)への不合格基準(面接否)の適用
			静岡県職員採用試験(大学卒業程度)(秋季試験)の新設
22	R 7 . 1 . 23	議題	パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			管理職員特別勤務手当の見直し
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正
			令和7年度静岡県職員採用試験(大学卒業程度)(早期試験)の実施
			令和7年度の職務経験者試験の実施時期の変更
			静岡県職員(就職氷河期世代)採用試験の廃止
			一般職の任期付職員の任期の更新の承認
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件

回数	開催年月日	区分	内 容
23	R 7 . 2 . 5	議題	勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正
			令和 7 年度静岡県職員・警察官採用試験の実施予定
			令和 7 年度静岡県警察官 A・B 採用試験の改善
24	R 7 . 2 . 19	議題	令和 6 年度定例会開催日程の変更
			地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			公平審査
			不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正
			令和 7 年度静岡県警察官 A 採用試験(第 1 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官 B 採用試験(第 1 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官(社会人等経験者)採用試験(第 1 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官(情報処理)採用試験(第 1 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官 A 採用試験(第 2 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官 B 採用試験(第 2 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官(社会人等経験者)採用試験(第 2 回)の実施
			令和 7 年度静岡県警察官(情報処理)採用試験(第 2 回)の実施
			職員任用事務取扱要綱の一部改正
			一般職の任期付研究員の採用の承認
臨 3	R 7 . 2 . 26	議題	職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の改正
			公平審査
		報告	解雇予告除外認定

回数	開催年月日	区分	内 容
25	R 7. 3. 14	議題	令和 7 年度定例会の開催日程等
			静岡県人事委員会事務局文書管理規則の廃止
			静岡県人事委員会事務局文書管理規程の廃止及び 静岡県人事委員会公文書管理規程の制定
			勤務条件に関する措置要求
			公平審査
			公平審査
			贈与等報告書の審査
			職員の任用に関する規則等の一部改正
			競争試験によることが適当でないと認める職
			一般職の任期付職員の任期の更新の承認
臨4	R 7. 3. 17	議題	職員の給与に関する規則等の一部改正
			初任給調整手当に関する規則の一部改正
			住居手当に関する規則・通知の一部改正
			通勤手当に関する規則・通知の一部改正
			単身赴任手当に関する規則・通知の一部改正
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の 一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則・通知の一 部改正
			公平審査
			公平審査
		報告	令和5年(行ウ)第 22 号措置要求決定取消等請求事件
			令和 6 年度事業所調査の実施結果
			解雇予告除外認定
26	R 7. 3. 28	議題	令和 7 年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命
			地域手当に関する規則・通知の一部改正
			特地勤務手当等に関する規則の一部改正
			管理職員特別勤務手当に関する規則等・通知の一部 改正
			義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
			静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則・通知の一 部改正
			職員の退職手当に関する規則の一部改正
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一 部改正

回数	開催年月日	区分	内 容
26	R 7. 3. 28	議題	職員の給与に関する規則第 2 条第 9 号から第 11 号までの「人事委員会がこれに準ずると認める試験」について（通知）の一部改正
			経験年数を有する者の号給の決定について（通知）の一部改正
			令和 7 年改正給与条例附則第 2 項及び第 3 項等の規定に基づく号給の切替え及び号級の調整について（通知）の制定
			復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正
			給与条例附則第 16 項等の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の一部改正
			公益的法人等に派遣される職員等の特例措置要綱等の一部改正
			職員の給与に関する規則等の一部改正
			職務の級の決定及び管理職手当の区分の特例に関する承認
			主任職への昇格の特例の承認
			パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
			公平審査
			静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部改正
			静岡県職員の公益的法人等に関する規則の一部改正
合計	合計 30回 (定例会 26 回) (臨時会 4 回)	合計 208 件 (議 題 186 件) (報 告 22 件) (その他 0 件)	

人事委員会の会議の様子



左から、八木委員、小川委員長、岡部委員(令和7年度撮影)

(1) 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行いました。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和 6 年 6 月 県議会定例会 第 90 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法施行令の改正に伴う所要の改正	異議 なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和 6 年 6 月 県議会定例会 第 91 号	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	応急防災等作業手当の支給対象業務の拡大、現行業務の支給要件の見直し等に伴う所要の改正	異議 なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和 6 年 6 月 県議会定例会 第 92 号	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	応急防災等作業手当の新設等に伴う所要の改正	異議 なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和 6 年 6 月 県議会定例会 第 93 号	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	災害応急作業等手当の支給対象業務の拡大、現行業務の支給要件の見直し等に伴う所要の改正	異議 なし
R 6 . 9 . 17 (R 6 . 9 . 18)	令和 6 年 9 月 県議会定例会 第 118 号	静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法及び刑法等の改正に伴う所要の改正	異議 なし
R 6 . 9 . 17 (R 6 . 9 . 18)	令和 6 年 9 月 県議会定例会 第 120 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（職員の給与に関する条例の一部改正、職員の分限に関する条例の一部改正、静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に係る部分に限る。）	刑法等の改正に伴う所要の改正	異議 なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 6.12.4 (R 6.12.4)	令和6年12月 県議会定例会 第147号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給 与に関する条例の一 部改正、静岡県一般 職の任期付研究員の 採用等に関する条例 の一部改正、静岡県 一般職の任期付職員 の採用等に関する条 例の一部改正、会計 年度任用職員の給与 等に関する条例の一 部改正）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 6.12.4 (R 6.12.4)	令和6年12月 県議会定例会 第148号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 6.12.4 (R 6.12.4)	令和6年12月 県議会定例会 第149号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7.2.19 (R 7.2.19)	令和7年2月 県議会定例会 第24号	静岡県一般職の任期 付職員の採用等に関 する条例及び静岡県 職員の育児休業等 に関する条例の一部 を改正する条例	一定期間で終了する 業務や一時的に増加 する業務に従事する 職員等を任期を定め て採用することがで きるようにするため や静岡県人事委員 会の勧告に基づき特 定任期付職員の給与 制度の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 25 号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給 与に関する条例の一 部改正、静岡県一般職 の任期付研究員の採用 等に関する条例の一 部改正、会計年度任用 職員の給与等に関 する条例の一部改正、 地方公務員法の一部 を改正する法律の施行 に伴う関係条例の 整備に関する条例の 一部改正）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 26 号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 27 号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 30 号	静岡県職員の特殊勤 務手当に関する条例 の一部を改正する条 例	対人折衝業務等手当 への統合、支給対象 業務の見直し等に伴 う所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 31 号	職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する 条例の一部を改正す る条例	育児・介護休業法の 改正に伴う所要の改 正	異議 なし

(2) 規則の制定・改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
1-63	R 7. 3. 14 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県人事委員会事務局文書管理規則を廃止する規則	静岡県公文書等の管理に関する条例等の施行に伴う規則の廃止
6-60	R 7. 3. 14 R 7. 3. 27 (R 7. 4. 1)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	採用候補者名簿の有効期間を延長したこと等に伴う所要の改正
7-1299	R 6. 4. 17 R 6. 4. 19 (R 6. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1300	R 6. 5. 24 R 6. 5. 27 (R 6. 5. 28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1301	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1302	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1303	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する一部を改正する規則	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1304	R 6. 9. 24 R 6. 9. 30 (R 6. 10. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	浜名湖花博 20 周年記念事業推進室の廃止に伴う所要の改正
7-1305	R 6. 9. 24 R 6. 9. 30 (R 6. 10. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	浜名湖花博 20 周年記念事業推進室の廃止に伴う所要の改正
7-1306	R 6. 12. 23 R 6. 12. 26 (R 6. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1307	R 6. 12. 23 R 6. 12. 26 (R 6. 12. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
7-1308	R 6.12.23 R 6.12.26 (R 6.12.1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1309	R 7.2.26 R 7.3.25 (R 7.3.28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1310	R 7.2.26 R 7.3.25 (R 7.3.28)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1311	R 7.3.17 (R 7.3.28 修正) R 7.3.31 (R 7.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正、組織改正に伴う部等の改廃及び管理職員等の職の改廃に伴う所要の改正
7-1312	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正等に伴う所要の改正
7-1313	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う部等の改廃及び管理職員等の職の改廃に伴う所要の改正
7-1314	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1315	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1316	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1317	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1318	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1319	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
7-1320	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1321	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1322	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1323	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1324	R 7. 3. 17 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1325	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1326	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1327	R 7. 2. 26 (R 7. 3. 17 修正) R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	国の非常勤職員の休暇制度の改正及び会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
11-26	R 7. 2. 19 R 7. 2. 28 (R 7. 4. 1)	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	審査請求手続の明確化及び効率化を図るための所要の改正
11-27	R 7. 2. 19 R 7. 2. 28 (R 7. 4. 1)	勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	審査請求手続の明確化及び効率化を図るための所要の改正
12-25	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正等に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
13-117	R 7. 2. 26 (R 7. 3. 28 修正) R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-118	R 7. 2. 26 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-119	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
14-197	R 6. 6. 26 R 6. 7. 5 (R 6. 7. 5)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
14-198	R 6. 8. 21 R 6. 8. 30 (R 6. 8. 30)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
15-38	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正
17-6	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴う所要の改正

(3) 委員による現地視察

職場や業務等に対する委員の理解を深めることを目的に、職員の勤務状況や職場環境などを実地に見聞しています。

令和6年度は次のとおり実施しました。

R 6. 7. 19	西部地区	・ 公立大学法人静岡文化芸術大学 ・ 西部農林事務所
R 6. 11. 11	中部地区	・ 藤枝東高等学校 ・ 交通管制センター



公立大学法人静岡文化芸術大学



西部農林事務所



藤枝東高等学校

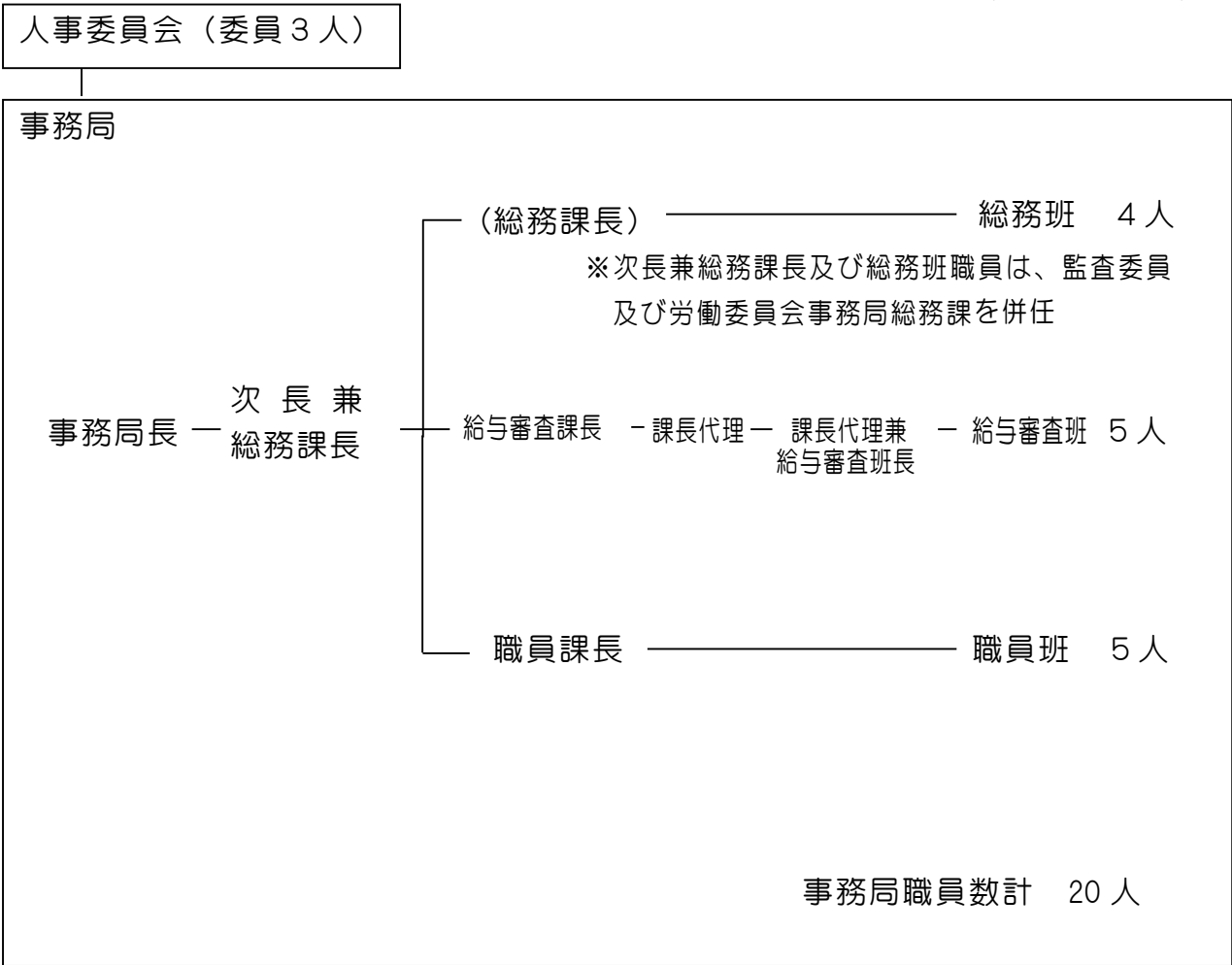


交通管制センター

5 事務局組織及び事務分掌

(1) 組織

(令和7年4月1日現在)



(2) 事務分掌

○総務課

- ・ 人事委員会の会議に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算及び経理に関すること
- ・ 財産及び物品の管守に関すること
- ・ 文書等の收受、発送、保存及び管理に関すること
- ・ 広報に関すること
- ・ 事務局内各課の連絡調整及び事務局内他課の所掌に属しない事務に関すること

○給与審査課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・ 職員の分限、懲戒及び服務に関すること
- ・ 職員に対する給与の支払の監理に関すること
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・ 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること
- ・ 職員に対する不利益処分についての審査請求の審査に関すること
- ・ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること
- ・ 職員からの苦情相談に関すること
- ・ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則 13-32）で定めるところによる限度時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の報告、指導、助言、承認又は命令等に関すること
- ・ 受託した市町村等の公平委員会事務に関すること
- ・ 管理職員等の範囲の指定に関すること
- ・ 職員団体の登録に関すること
- ・ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること

- ・ 静岡県職員倫理規則（平成 13 年静岡県規則第 9 号）の制定又は改廃に関して、知事に意見を申出ること
- ・ 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと
- ・ 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと
- ・ 職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと
- ・ 職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと

○職員課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・ 職員の人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること
- ・ 職員採用の競争試験、選考その他任用に関すること
- ・ 研修及び人事評価に関すること
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・ 退職管理の適正の確保に関すること

第2章 任用関係

1 採用の状況

職員の任用は、試験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行います。この原則に基づき、職員の採用は、競争試験により行い、例外的に選考によることができます。（地方公務員法第17条の2第1項）人事委員会では、任命権者から提出される職員採用計画に基づき、公平かつ透明性のある採用試験を実施しています。

選考による職員の採用は、経歴、学歴、知識又は技能等の選考基準により判定し、任命権者からの請求に基づいて実施しています。

また、職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとされていますが、警察官の3種類の職については競争試験及び選考が行われています。競争試験及び選考に関する事務は人事委員会の権限とされていますが、その実施については、任命権者に委任しています。

（1）令和6年度 採用試験の実施日程

（数字は月日）

試験の区分	公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
			試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大学卒業程度 （早期試験）	1. 24	3. 1～ 3. 22	4. 21	5. 10	5. 23～5. 31	6. 14
大学卒業程度	5. 10	5. 10～ 5. 24	6. 16	6. 26	7. 9～8. 8	8. 23
大学卒業程度 （定期外）	10. 15	10. 15～ 11. 6	11. 17	11. 27	12. 6～12. 19	R7. 1. 10
短期大学卒業程度	5. 10	8. 7～ 8. 28	9. 29	10. 9	10. 18～ 10. 29	11. 8
高等学校卒業程度						
職務経験者	10. 15	5. 29～ 6. 14	7. 14	8. 1	8. 19～8. 26	9. 6
職務経験者（定期外） （土木、保健師等）		10. 15～ 11. 6	11. 17	11. 27	12. 6～12. 19	R7. 1. 10
障害のある方	5. 10	6. 3～ 6. 21	9. 22	10. 3	10. 15～ 10. 18	11. 8
就職氷河期世代		8. 1～ 8. 15	9. 29	10. 9	10. 18～ 10. 29	11. 8

試験の区分		公告 日	受付 期間	第 1 次試験		第 2 次試験	
				試験日	合 格 発表日	試験日	合 格 発表日
警察官 A (大卒)	一般 1 回目	3. 1	3. 1 ～ 4. 5	5. 12	5. 17	5. 25～5. 26 6. 13～6. 28	7. 12
	自己推薦						
	情報処理						
	一般 2 回目	7. 19	7. 19 ～ 8. 23	9. 22	9. 27	10. 5～10. 6 11. 7～11. 22	12. 6
警察官 B (大卒以外)	一般 1 回目	3. 1	3. 1 ～ 4. 5	5. 12	5. 17	5. 25～5. 26 6. 13～6. 28	7. 12
	一般 2 回目	7. 19	7. 19 ～ 8. 23	9. 22	9. 27	10. 5～10. 6 11. 7～11. 22	12. 6
	自己推薦						
	情報処理						



静岡未来クリエイター 大募集

ともに創る静岡県の未来

静岡県未来創業者協会 案内







静岡未来クリエイター になるための

国と市町の魅力を併せ持つ 県というスケール感が醍醐味







どうして起業を志すのかを教えてください

【A】 静岡市で起業を志す理由として、まず「生活の質の高さ」が挙げられます。静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。

静岡市の魅力について教えてください

【B】 静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。さらに、静岡市は、人材の確保が容易なという点でも、起業家にとって魅力的な環境です。

静岡市で起業を志す理由について教えてください

【C】 静岡市で起業を志す理由として、まず「生活の質の高さ」が挙げられます。静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。

生活の質が豊かで、自然環境が豊かです

静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。さらに、静岡市は、人材の確保が容易なという点でも、起業家にとって魅力的な環境です。



静岡市で起業を志す理由について教えてください

【D】 静岡市で起業を志す理由として、まず「生活の質の高さ」が挙げられます。静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。

静岡市で起業を志す理由について教えてください

【E】 静岡市で起業を志す理由として、まず「生活の質の高さ」が挙げられます。静岡市は、自然環境が豊かで、生活コストが比較的安いという点で、起業家にとって魅力的な環境です。また、静岡市は、産業基盤が整っており、起業家にとって必要なインフラが充実しています。


静岡県

ともに創ろう静岡県の未来

静岡県未来クリエイター 大募集

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」







「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」

「地域課題の解決に貢献したい」






令和7年度

静岡県職員採用

静岡県職員採用情報ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenrinsoku/kenrinsoku.html>

検索



静岡県人事委員会事務局

〒426-8681 静岡県静岡市駿河区南町1-1

Tel : 054-221-2275

E mail : shokuken@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県職員採用案内

令和 7 年度 採用 P R チラシ

(2) 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数 B	倍率 A / B
大学卒業程度 (早期試験)	土 木	6	25	21	19	19	19	1.1
	農 業 土 木	5	18	15	14	13	9	1.7
	建 築	2	12	8	7	7	5	1.6
	薬 剤 師	4	20	15	15	14	12	1.3
	小 計	17	75	59	55	53	45	1.3
大学卒業程度 (定期試験)	行 政 I	118	312	245	229	212	131	1.9
	行 政 II	30	175	123	93	81	35	3.5
	小 中 学 校 事 務	8	19	15	15	13	9	1.7
	警 察 行 政	13	53	40	32	26	14	2.9
	行政(静岡がんセンター事務)	1	0	-	-	-	-	-
	土 木	30	30	12	9	8	8	1.5
	農 業	17	43	31	29	27	19	1.6
	林 業	16	20	16	14	13	11	1.5
	農 業 土 木	7	16	5	5	5	3	1.7
	建 築	4	7	1	0	-	-	-
	薬 剤 師	6	10	0	-	-	-	-
	保 健 師	15	16	12	12	11	10	1.2
	心 理	9	13	11	7	7	7	1.6
	児 童 福 祉	8	16	13	13	10	8	1.6
	水 産	6	24	16	16	13	6	2.7
	電 気	6	6	5	4	3	3	1.7
	電 気(研 究)	1	3	2	2	2	1	2.0
	機 械	4	3	3	2	2	2	1.5
	機 械(研 究)	2	5	5	5	5	2	2.5
	工 業 化 学	5	15	11	9	8	5	2.2
	金 属 材 料	1	1	1	1	1	0	-
	工 業 デ ザ イ ン	1	6	5	5	4	1	5.0
	文 化 財	1	4	4	4	4	1	4.0
	職業訓練指導員(電気)	2	0	-	-	-	-	-
	職業訓練指導員(機械)	2	1	0	-	-	-	-
	職業訓練指導員(情報技術)	1	1	1	1	1	1	1.0
	少年警察補導員	1	6	4	2	2	1	4.0
	理化学鑑識(心理)	1	5	5	5	5	1	5.0
	理化学鑑識(生物)	1	15	10	9	9	1	10.0
	小 計	317	825	596	523	472	280	2.1

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数 B	倍率 A / B
大学卒業程度 (定期外)	行政Ⅱ	12	144	109	59	53	14	7.8
	土木	10	4	4	3	3	2	2.0
	理化学鑑識(化学)	2	23	21	9	8	2	10.5
	小 計	24	171	134	71	64	18	7.4
短期大学卒業程度	臨床検査技師(知事部局)	1	2	2	2	1	1	2.0
	司 書	1	19	10	9	9	1	10.0
	小 計	2	21	12	11	10	2	6.0
高等学校卒業程度	行 政	2	42	38	9	8	3	12.7
	小中学校事務	3	11	10	10	9	3	3.3
	警察行政	7	62	54	29	25	18	3.0
	土 木	3	6	5	4	2	2	2.5
	小 計	15	121	107	52	44	26	4.1
職務経験者	土 木	3	10	9	7	6	4	2.3
	保 健 師	1	1	1	1	1	1	1.0
	心 理	1	4	3	3	3	3	1.0
	児 童 福 祉	2	8	7	7	5	3	2.3
	医療社会福祉(精神保健福祉士)	2	2	2	2	2	1	2.0
	学 芸 員	1	4	4	3	2	1	4.0
	小 計	10	29	26	23	19	13	2.0
	土木(定期外)	2	2	2	2	2	1	2.0
	林業(定期外)	8	1	1	1	1	0	-
	農業土木(定期外)	3	0	-	-	-	-	-
	建築(定期外)	1	3	2	2	1	1	2.0
	保健師(定期外)	6	2	2	2	2	1	2.0
	医療社会福祉(精神保健福祉士)(定期外)	1	0	-	-	-	-	-
	電気(定期外)	3	6	4	3	3	3	1.3
	機械(定期外)	2	2	2	2	2	2	1.0
	小 計	26	16	13	12	11	8	1.6
障害のある方	行 政	4	30	19	18	16	3	3.2
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	2					2	
	小 計	7	30	19	18	16	6	3.2
就職氷河期世代	行 政	3	66	47	23	22	6	7.8
	小中学校事務	1	17	13	10	10	1	13.0
	警察行政	1	8	7	7	7	1	7.0
	小 計	5	91	67	40	39	8	8.4

試験の区分・職種				公募数	申込 者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数B	倍率 A / B	
警察官	A	一回目	一般（男性）	67	229	184	176	160	85	2.2	
			一般（女性）	15	61	48	45	36	19	2.5	
			一般自己推薦型（男性）	2	6	5	2	2	1	5.0	
			一般自己推薦型（女性）	2	5	3	2	2	1	3.0	
			情報処理	2	5	3	3	3	2	1.5	
			小計	88	306	243	228	203	108	2.3	
		二回目	男性	10	103	71	63	59	16	4.4	
			女性	2	16	11	11	11	5	2.2	
			小計	12	119	82	74	70	21	3.9	
		A 計			100	425	325	302	273	129	2.5
	B	一回目	一般（男性）	15	86	65	63	59	27	2.4	
			一般（女性）	2	26	19	19	18	5	3.8	
			小計	17	112	84	82	77	32	2.6	
		二回目	一般（男性）	66	175	140	125	113	56	2.5	
			一般（女性）	15	78	72	68	64	28	2.6	
			一般・自己推薦（男性）	2	4	4	4	2	0	-	
			一般・自己推薦（女性）	2	3	2	2	2	0	-	
			情報処理	2	0	-	-	-	-	-	
			小計	87	260	218	199	181	84	2.6	
		B 計			104	372	302	281	258	116	2.6
		小計			204	797	627	583	531	245	2.6
		合計			627	2,176	1,660	1,388	1,259	651	2.5

（３）選考による採用

（単位：人）

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 会 委員会	警 察 長 本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	2				2
本庁の課長等に相当する職	7	4			11
警視の職				8	8
任期付職員			3		3
競争試験によることが適 当でないとした職	40	100	1	24	165
計	49	104	4	32	189

2 昇任の状況

(1) 昇任試験による昇任

(単位：人、倍)

試験区分	申込者	受験者数 A	合格者数 B	倍 率 A / B
警 部	1, 183	1, 173	57	20. 6
警 部 補	1, 465	1, 446	117	12. 4
巡査部長	1, 560	1, 589	152	10. 5

(2) 昇任選考による昇任

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	6
警 部 補	7
巡査部長	6

3 応募者確保対策

近年、国、市町及び民間企業等との人材確保の競合が発生しています。このため人事委員会では、広域行政を担う県職員の魅力・やりがいや職務内容などを積極的に P R し、応募者の掘り起こしを図っています。

(1) 県庁 仕事スタディツアー

受験者の応募段階でのミスマッチの解消と、より良い人材の確保を図るため、県職員の仕事に関心があり、将来県職員を目指したいと考えている方に対し、オンラインや現場にて県行政の魅力を伝え、業務内容への理解を促進する取組を実施しました。

①オンライン説明会

実施時期	令和 7 年 2 月 7 日 (金) ~ 2 月 17 日 (月) 6 日間
対象職種	行政ほか事務系職種、土木ほか専門・技術系職種 計 16 職種
内 容	・ 業務等の説明 ・ 採用試験の説明 (人事委員会) ・ 先輩職員とのフリートーク (業務に関する質疑応答)
参加者数	232 人

②現場見学編

実施時期	令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月
対象職種	土木ほか専門・技術系職種 計 16 職種
内 容	・業務等の説明 ・職種ごとの事業に係る現場見学 ・採用試験の説明（人事委員会） ・先輩職員とのフリートーク（業務に関する質疑応答）
参加者数	76 人

③大学別県庁見学編

実施時期	令和 6 年 11 月
実施大学	静岡大学など県内 4 大学
対象職種	行政
内 容	・業務等の説明 ・県庁内の所属の現場見学 ・採用試験の説明（人事委員会） ・先輩職員とのフリートーク（業務に関する質疑応答）
参加者数	121 人

（２）大学等での説明会

県内外の大学等が開催するオンライン就職説明会などにおいて、県行政の仕事の魅力をＰＲしました。また、民間企業主催による合同企業説明会等に参加し、民間企業志望者に対してもアプローチを図るなど、応募者の掘り起こしに努めました。

主 催 者	回 数	参加者数
大 学 等	17 校	310 人
民間企業	16 回	550 人

（３）県庁フェス

学生の就職活動が本格化するタイミングで、県の仕事の魅力・やりがいのＰＲに加えて、実際の業務内容、働き方等についても情報提供し、参加者の県庁で働くイメージを高め、受験意欲・志望度の向上を図りました。

区分	内容
実施日	令和6年12月21日（土）
対象	・大学3年生（大学1・2年生、高校生、短大生等も参加可） ・子どもに公務員になってほしいと考える保護者
参加者	130人
職種	行政ほか事務系職種、土木ほか専門・技術系職種 計17職種
実施概要	○学生向け ・講演会（県庁の概要、キャリアステップ、人材育成） ・座談会（カフェスタイル） ○保護者向け ・職場環境、勤務条件などを説明 ○広報啓発コーナー ・各部局や職種の紹介資料の掲出 ・各活動や実施予定のイベントの紹介等

（県庁フェスの様子）



第3章 給与関係

人事委員会は、地方公務員法に基づき、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、議会及び知事に同時に報告しなければなりません。その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っており（情勢適応の原則）、その基礎資料とするため、県内の民間給与の実態調査等を行っています。

また、人事委員会は、給与制度の公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定・改廃、給与支払の監理等を行っています。

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条第1項第5号の規定に基づき、令和6年10月11日に議会及び知事に対して勧告を行いました。勧告までに各職員団体との話し合いを計17回行いました。

勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料を得るため、毎年、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施しています。



知事への勧告の様子



議長への勧告の様子

（1）職員給与等実態調査

毎年、4月1日現在在職し、給与条例の適用を受ける職員等を対象に、職員数、給料、諸手当等の状況について調査しています。

<調査対象職員>

（単位：人）

行政職	教育職	公安職	その他	合計
6,246	15,248	6,149	834	28,477

(2) 職種別民間給与実態調査

毎年、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握しています。

令和6年は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内1,746民間事業所から無作為に抽出した442事業所を対象に、4月22日から6月14日までの間、令和6年4月分として支払われた従業員の給与月額等について調査しました。

調査を円滑に進めるため、授産製品を協力のお礼として渡しています。

<調査対象事業所>

調査対象事業所	調査完了事業所	調査完了率
442事業所(※)	369事業所	85.6%

※実際の調査等によって、規模の不適による事業所を除外した後の事業所数：431

<調査実人員>

初任給関係	初任給関係以外	合 計
1,482人	20,417人	21,899人



局内説明会の様子



授産製品のコーヒー等

2 調査・研究

本県の人事行政の運営に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、給与、勤務時間その他の勤務条件等の職員に関する制度について研究を行いました。

3 人事委員会規則の制定・改廃の状況

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

＜人事委員会規則の制定・改廃の状況＞ (単位：件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
制定	0	1	4	1	0
改正	20	20	26	24	31
廃止	0	0	0	0	0

4 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、給与が条例及び規則等に則って決定され、支給されているかどうかを調査しています。

支払監理に当たっては、給与審査課の職員2人が対象機関を訪問し、資料の確認や担当者からの聞き取りを実施し、不備があったものについては速やかに是正するよう求めています。

令和6年度は15件の口頭指摘を行いました。

＜調査対象所属数＞ (単位：所属)

	R2年度	R3年度※	R4年度	R5年度	R6年度
知事部局	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
教育委員会	11 (2)	6 (2)	11 (2)	11 (2)	11 (2)
警察本部	7 (4)	4 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)
計	24 (8)	16 (8)	24 (8)	24 (8)	24 (8)

(注) () は本庁の所属(内数)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8所属(学校及び警察署)の調査を中止した。

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、公務の能率的な運営に資することを目的として、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求等が人事委員会に対してなされた場合に、それぞれ所定の審査手続に従って処理を行うものです。

また、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、伝達その他の必要な措置を行っています。

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、1件の判定を行ったほか、要求事項が勤務条件に該当しないとして1件の却下を決定しました。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	判定年月日	結果
R6. 9. 18	令和6年（措） 第1号事案	昇格昇任措置の要求 など	R7. 2. 5	却下 (受理)
R6. 10. 2	令和6年（措） 第2号事案	産業医面談の要求 など	R7. 2. 5	一部却下 一部棄却

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求について、2件の裁決を行ったほか、請求理由が再審事由に該当しないとして2件の不受理を決定しました。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R6. 6. 25	令和3年（審） 第2号再審事案	裁決を受けた職員が、 再審を求めたもの	R6. 8. 21	却下 (不受理)
R5. 2. 11	令和5年（審） 第1号事案	懲戒戒告処分を受けた 職員が、処分の取消し を求めたもの	R6. 12. 11	処分 承認
R7. 3. 1	令和5年（審） 第1号再審事案	裁決を受けた職員が、 再審を求めたもの	R7. 3. 28	却下 (不受理)
R5. 11. 17	令和5年（審） 第2号事案	懲戒停職処分を受けた 職員が、処分の取消し を求めたもの	R7. 3. 28	処分 承認

3 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理しました。

(件数)

任命権者 相談区分	知 事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了
任 用 関 係	1	1	0	0	2	2	2	2	5	5
給 与 関 係	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
勤務条件関係	5	5	2	2	1	1	2	2	10	10
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント関係	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は介護 に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント関係	3	3	0	0	1	1	3	3	7	7
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	3	3	0	0	0	0	5	5
そ の 他	7	7	2	2	3	3	1	1	13	13
計	20	20	8	8	7	7	8	8	43	43

(注) 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体です。

4 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準監督機関としての職権を行使しました。改善すべき事項については、各事業所の責任者等に指導するほか、任命権者ごとに各事業所への指導を依頼しています。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知 事 部 局	73	73
教育委員会	139	139
警 察 本 部	46	46
委員会等	7	7
計	265	265

(注) 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいいます。

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等の状況

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	3	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	3	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	151	労働基準法第36条
	小 計	157	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	53	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	13	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	36	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	17	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	2	ボイラー則第79条
	機械等設置届	1	安衛法第88条・安衛則第86条
	小 計	126	
	合 計	283	

(注) 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいいます。

5 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和5年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、多面的かつ効果的な取組を徹底するよう指導・助言を行いました。

(令和5年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	748	5	0	753
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	338	26	241	605
計	1,086	31	241	1,358

6 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めました。

(令和6年4月1日現在)

執行機関		職員数 A(人)	管理職員等数 B(人)	指定率 B/A(%)
知事部局		5,642	618	11.0
委員会等		96	32	33.3
教育委員会	事務局等	418	106	25.4
	県立学校	7,828	574	7.3
計		13,984	1,330	9.5

(注) 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいいます。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいいます。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいいます。

7 贈与等の報告書の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、任命権者から提出される贈与等の報告書を審査しました。

(令和6年1月分～12月分)

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	44	1	43	0
教育委員会	13	0	13	0
警察本部長	0	0	0	0
委員会等	0	0	0	0
計	57	1	56	0

8 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和6年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はありませんでした。

<資料編>

1 職員の推移

過去10年の職員数推移

(単位：人)

	給料表	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 行政職		6,612	6,615	6,382	6,389	6,403	6,405	6,363	6,319	6,228	6,246
	27年度比	100.0	100.0	96.5	96.6	96.8	96.9	96.2	95.6	94.2	94.5
② 研究職		350	354	358	357	351	341	343	337	324	323
	27年度比	100.0	101.1	102.3	102.0	100.3	97.4	98.0	96.3	92.6	92.3
③ 医療職(1)		27	25	28	26	23	23	23	24	26	24
	27年度比	100.0	92.6	103.7	96.3	85.2	85.2	85.2	88.9	96.3	88.9
④ 医療職(2)		333	328	301	290	290	286	301	280	274	272
	27年度比	100.0	98.5	90.4	87.1	87.1	85.9	90.4	84.1	82.3	81.7
⑤ 医療職(3)		111	105	108	111	114	112	111	108	105	106
	27年度比	100.0	94.6	97.3	100.0	102.7	100.9	100.0	97.3	94.6	95.5
⑥ 福祉職		100	103	104	102	101	105	109	114	110	109
	27年度比	100.0	103.0	104.0	102.0	101.0	105.0	109.0	114.0	110.0	109.0
⑦ 大学教育職		-	-	-	-	-	42	45	44	44	44
	27年度比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 高校教育職		6,458	6,498	6,537	6,499	6,476	6,594	6,601	6,451	6,295	6,297
	27年度比	100.0	100.6	101.2	100.6	100.3	102.1	102.2	99.9	97.5	97.5
⑨ 中小教育職		15,561	15,383	9,437	9,377	9,353	9,554	9,385	9,207	8,898	8,907
	27年度比	100.0	98.9	60.6	60.3	60.1	61.4	60.3	59.2	57.2	57.2
⑩ 公安職		6,127	6,129	6,158	6,178	6,167	6,167	6,173	6,166	6,148	6,149
	27年度比	100.0	100.0	100.5	100.8	100.7	100.7	100.8	100.6	100.3	100.4
⑪ 任期付研究員		6	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	27年度比	100.0	50.0	16.7	-	-	-	-	-	-	-
全職		35,685	35,543	29,414	29,329	29,278	29,629	29,454	29,050	28,452	28,477
	27年度比	100.0	99.6	82.4	82.2	82.0	83.0	82.5	81.4	79.7	79.8

出典：職員給与実態調査

(注) 27年度比は平成27年度を100とした指数

「-」は調査実人員が0人であることを示します。

過去10年の平均年齢推移

(単位：歳)

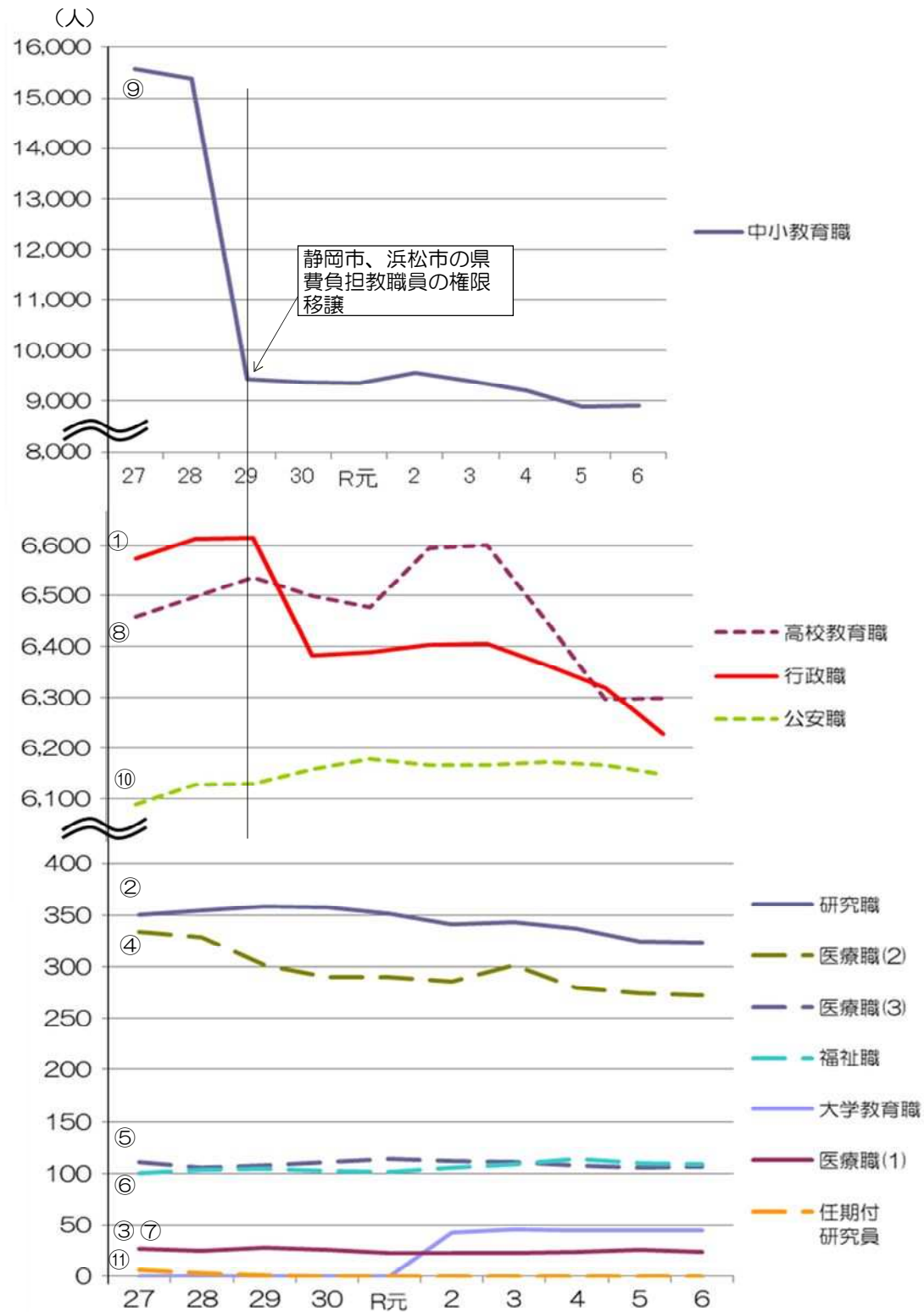
	給料表	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
行政職		42.5	42.4	42.3	42.4	42.2	42.2	42.3	42.2	42.0	42.4
	27年度との差	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	-0.3	-0.3	-0.2	-0.3	-0.5	-0.1
研究職		42.7	42.8	43.3	43.2	43.3	42.7	42.9	43.0	43.4	43.6
	27年度との差	0.0	0.1	0.6	0.5	0.6	0.0	0.2	0.3	0.7	0.9
医療職(1)		43.5	45.0	45.1	44.9	47.2	44.8	45.4	44.9	44.6	45.7
	27年度との差	0.0	1.5	1.6	1.4	3.7	1.3	1.9	1.4	1.1	2.2
医療職(2)		39.4	38.8	39.2	39.6	40.0	39.7	39.8	40.7	41.2	42.2
	27年度との差	0.0	-0.6	-0.2	0.2	0.6	0.3	0.4	1.3	1.8	2.8
医療職(3)		43.8	43.6	43.1	41.9	41.2	40.7	40.3	38.7	38.3	38.6
	27年度との差	0.0	-0.2	-0.7	-1.9	-2.6	-3.1	-3.5	-5.1	-5.5	-5.2
福祉職		37.0	37.6	38.3	38.6	38.3	38.5	39.1	38.2	38.6	38.5
	27年度との差	0.0	0.6	1.3	1.6	1.3	1.5	2.1	1.2	1.6	1.5
大学教育職		-	-	-	-	-	54.3	55.3	56.8	57.4	53.4
	27年度との差	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校教育職		44.0	43.8	43.6	43.4	43.2	43.2	43.1	43.1	43.0	43.5
	27年度との差	0.0	-0.2	-0.4	-0.6	-0.8	-0.8	-0.9	-0.9	-1.0	-0.5
中小教育職		44.0	43.8	43.1	42.7	42.3	42.0	41.7	41.5	41.2	41.6
	27年度との差	0.0	-0.2	-0.9	-1.3	-1.7	-2.0	-2.3	-2.5	-2.8	-2.4
公安職		38.1	38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38.2	38.3	38.6	39.0
	27年度との差	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.5	0.9
任期付研究員		41.0	48.9	*	-	-	-	-	-	-	-
	27年度との差	0.0	7.9	*	-	-	-	-	-	-	-
全職		42.6	42.5	41.9	41.8	41.6	41.5	41.4	41.3	41.3	41.6
	27年度との差	0.0	-0.1	-0.7	-0.8	-1.0	-1.1	-1.2	-1.3	-1.3	-1.0

出典：職員給与実態調査

(注) 「*」は調査実人員が1人であることを示します。

「-」は調査実人員が0人であることを示します。

職員数推移



2 県職員採用試験・警察官採用試験の状況

(1) 県職員採用試験(大学卒業程度(全体))

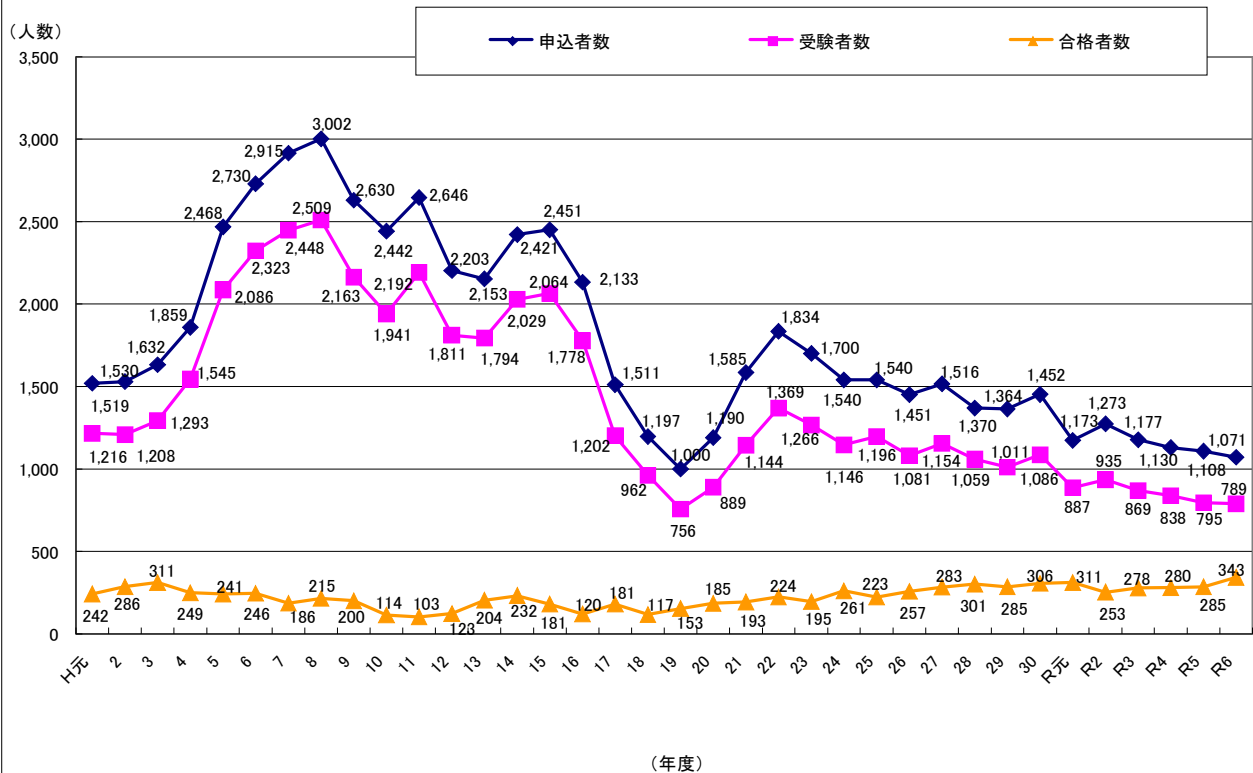
ア 実施状況

(単位:人、倍)

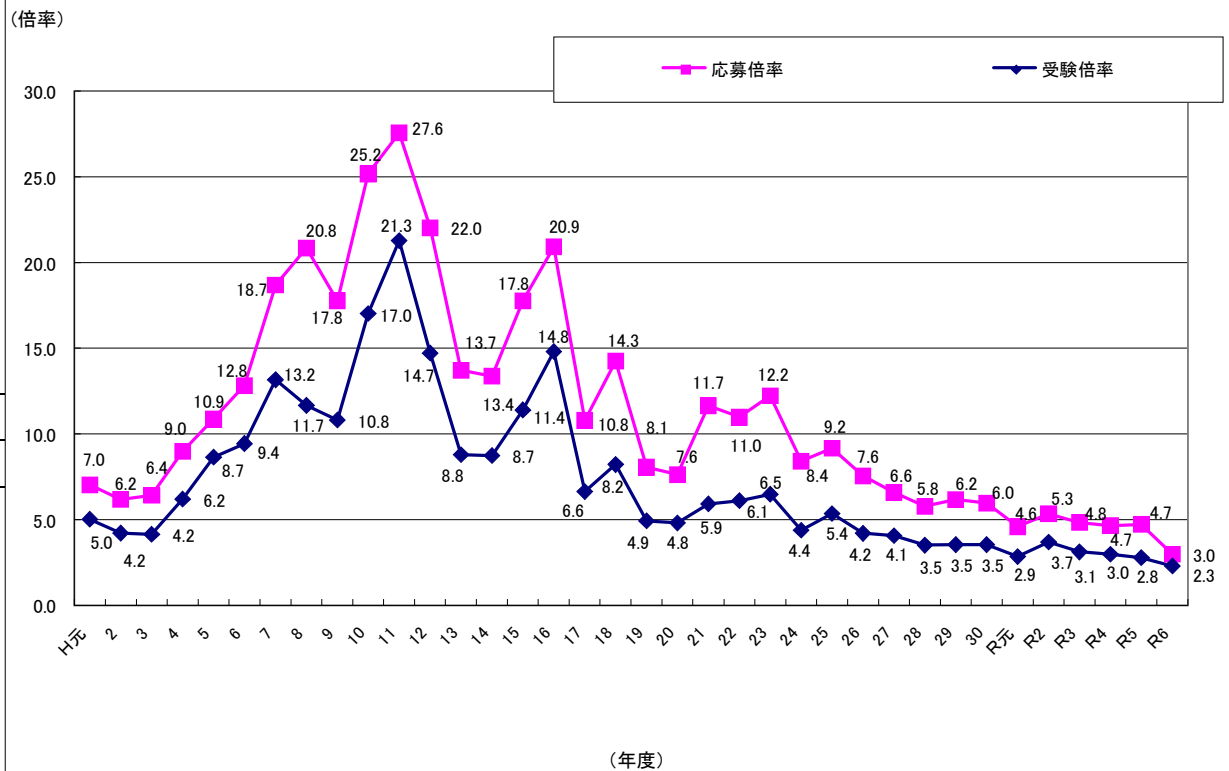
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D	県内有効 求人倍率
H元	216	1,519 (374)	7.0	1,216 (296)	242 (41)	5.0	1.98
2	247	1,530 (413)	6.2	1,208 (322)	286 (83)	4.2	2.09
3	254	1,632 (466)	6.4	1,293 (358)	311 (84)	4.2	1.91
4	207	1,859 (572)	9.0	1,545 (478)	249 (63)	6.2	1.34
5	227	2,468 (789)	10.9	2,086 (660)	241 (56)	8.7	1.05
6	213	2,730 (982)	12.8	2,323 (815)	246 (70)	9.4	0.91
7	156	2,915 (1,013)	18.7	2,448 (859)	186 (47)	13.2	0.90
8	144	3,002 (1,075)	20.8	2,509 (892)	215 (73)	11.7	0.97
9	148	2,630 (939)	17.8	2,163 (770)	200 (45)	10.8	0.96
10	97	2,442 (951)	25.2	1,941 (738)	114 (31)	17.0	0.73
11	96	2,646 (1,063)	27.6	2,192 (870)	103 (40)	21.3	0.69
12	100	2,203 (876)	22.0	1,811 (712)	123 (58)	14.7	0.89
13	157	2,153 (870)	13.7	1,794 (636)	204 (78)	8.8	0.82
14	181	2,421 (933)	13.4	2,029 (784)	232 (94)	8.7	0.80
15	138	2,451 (967)	17.8	2,064 (802)	181 (68)	11.4	0.91
16	102	2,133 (815)	20.9	1,778 (684)	120 (55)	14.8	1.08
17	140	1,511 (613)	10.8	1,202 (505)	181 (81)	6.6	1.17
18	84	1,197 (478)	14.3	962 (371)	117 (54)	8.2	1.24
19	124	1,000 (408)	8.1	756 (301)	153 (75)	4.9	1.20
20	156	1,190 (471)	7.6	889 (338)	185 (89)	4.8	0.87
21	136	1,585 (674)	11.7	1,144 (478)	193 (90)	5.9	0.40
22	167	1,834 (712)	11.0	1,369 (525)	224 (85)	6.1	0.52
23	139	1,700 (620)	12.2	1,266 (448)	195 (73)	6.5	0.65
24	183	1,540 (493)	8.4	1,146 (369)	261 (92)	4.4	0.79
25	168	1,540 (568)	9.2	1,196 (450)	223 (99)	5.4	0.90
26	192	1,451 (499)	7.6	1,081 (374)	257 (109)	4.2	1.10
27	230	1,516 (536)	6.6	1,154 (422)	283 (126)	4.1	1.21
28	237	1,370 (504)	5.8	1,059 (388)	301 (132)	3.5	1.39
29	221	1,364 (527)	6.2	1,011 (387)	285 (140)	3.5	1.58
30	243	1,452 (526)	6.0	1,086 (385)	306 (118)	3.5	1.68
R元	255	1,173 (415)	4.6	887 (319)	311 (124)	2.9	1.48
R2	238	1,273 (464)	5.3	935 (336)	253 (109)	3.7	0.97
R3	243	1,177	4.8	869	278	3.1	1.16
R4	243	1,130	4.7	838	280	3.0	1.27
R5	234	1,108	4.7	795	285	2.8	1.20
R6	358	1,071	3.0	789	343	2.3	1.09

(注) ()内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気 ← 平成不況 → いざなぎ景気 → リーマンショック → 東日本大震災 → 新型コロナウイルス感染拡大

(2) 県職員採用試験(大学卒業程度(行政))

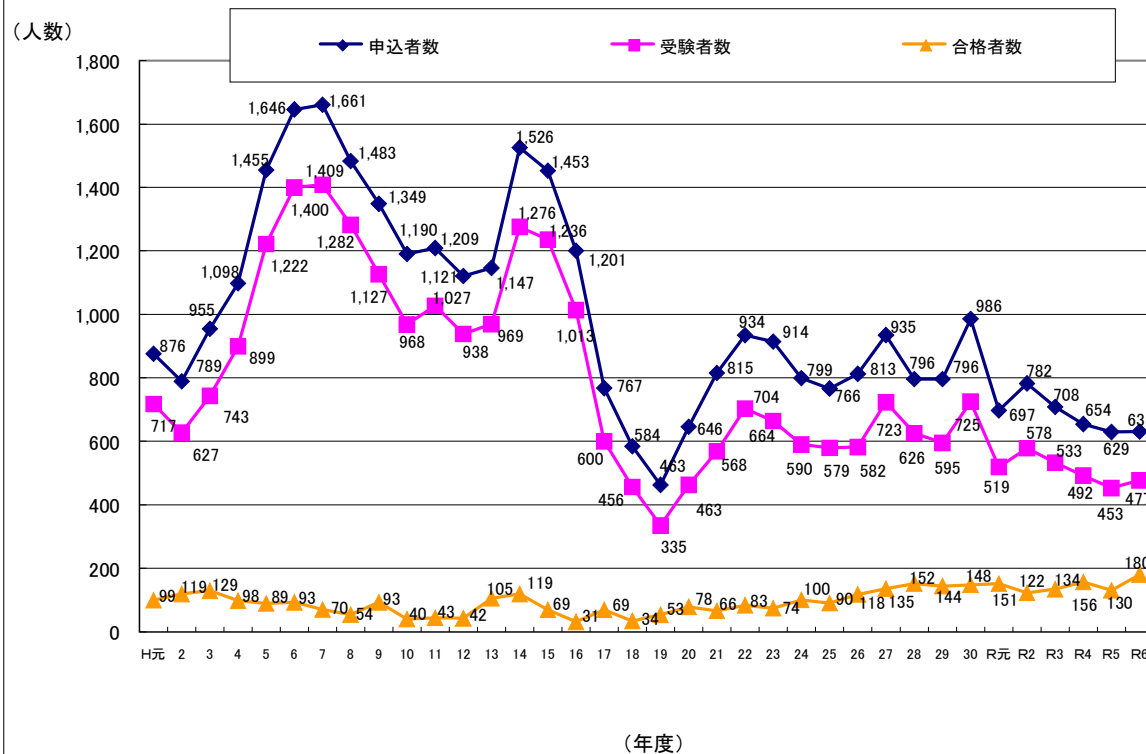
ア 実施状況

(単位:人、倍)

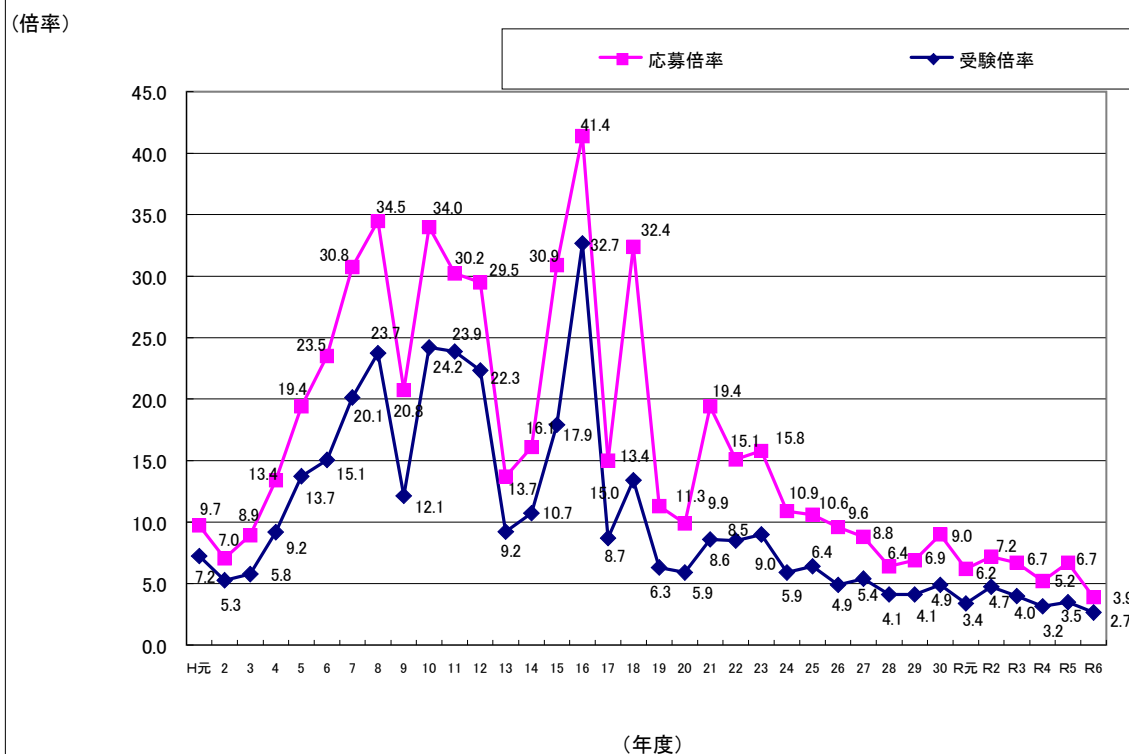
年度	区分	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	行政	90	876 (195)	9.7	717 (154)	99 (9)	7.2
2	行政	112	789 (205)	7.0	627 (153)	119 (34)	5.3
3	行政	107	955 (274)	8.9	743 (207)	129 (36)	5.8
4	行政	82	1,098 (341)	13.4	899 (285)	98 (21)	9.2
5	行政	75	1,455 (458)	19.4	1,222 (378)	89 (23)	13.7
6	行政	70	1,646 (590)	23.5	1,400 (487)	93 (26)	15.1
7	行政	54	1,661 (558)	30.8	1,409 (476)	70 (17)	20.1
8	行政	43	1,483 (478)	34.5	1,282 (407)	54 (17)	23.7
9	行政	65	1,349 (437)	20.8	1,127 (371)	93 (20)	12.1
10	行政	35	1,190 (405)	34.0	968 (321)	40 (8)	24.2
11	行政	40	1,209 (409)	30.2	1,027 (343)	43 (13)	23.9
12	行政	38	1,121 (366)	29.5	938 (305)	42 (15)	22.3
13	行政 教育	65 19	1,147 (391)	13.7	969 (334)	86 (32) 19 (10)	9.2
14	行政 教育	80 15	1,526 (574)	16.1	1,276 (475)	103 (41) 16 (9)	10.7
15	行政 教育	40 7	1,453 (517)	30.9	1,236 (426)	61 (19) 8 (5)	17.9
16	行政 教育	23 6	1,201 (412)	41.4	1,013 (355)	25 (10) 6 (4)	32.7
17	行政 教育	50 1	767 (254)	15.0	600 (205)	68 (28) 1 (1)	8.7
18	行政 教育	18 0	584 (198)	32.4	456 (144)	23 (7) 11 -	13.4
19	行政 教育	36 5	463 (160)	11.3	335 (110)	47 (23) 6 (5)	6.3
20	行政 教育	55 10	646 (238)	9.9	463 (154)	68 (34) 10 (3)	5.9
21	行政 教育	30 12	815 (288)	19.4	568 (194)	54 (19) 12 (7)	8.6
22	行政 教育	52 10	934 (307)	15.1	704 (219)	70 (24) 13 (3)	8.5
23	行政 教育	45 13	914 (324)	15.8	664 (230)	58 (23) 16 (8)	9.0
24	行政 教育	60 13	799 (239)	10.9	590 (168)	85 (28) 15 (2)	5.9
25	行政 教育	60 12	766 (285)	10.6	579 (215)	75 (37) 15 (4)	6.4
26	行政 教育	70 15	813 (264)	9.6	582 (195)	103 (42) 15 (5)	4.9
27	行政 教育 総合型	80 16 10	635 (208)	6.6	504 (172)	100 (41) 16 (6) 19 (10)	4.3
28	従来型 総合型	85 40	535 (187) 261 (102)	6.3 6.5	428 (145) 198 (80)	112 (44) 40 (22)	3.8 5.0
29	従来型 総合型	85 30	517 (174) 279 (106)	6.1 9.3	401 (134) 194 (77)	114 (52) 30 (16)	3.5 6.5
30	従来型 総合型	70 40	469 (159) 517 (181)	6.7 12.9	388 (133) 337 (115)	100 (36) 48 (13)	3.9 7.0
R元	I II	73 40	404 (141) 293 (78)	5.5 7.3	316 (115) 203 (53)	106 (45) 45 (12)	3.0 4.5
R2	I II	71 37	408 (141) 374 (129)	5.7 10.1	318 (106) 260 (86)	81 (32) 41 (17)	3.9 6.3
R3	I II	69 36	429 279	6.2 7.8	325 208	94 40	3.5 5.2
R4	I II	85 40	376 278	4.4 7.0	290 202	111 45	2.6 4.5
R5	I II	65 29	374 255	5.8 8.8	285 168	94 36	3.0 4.7
R6	I II	118 42	312 319	2.6 7.6	245 232	131 49	1.9 4.7

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



パブル景気 平成不況 いざなぎ景気 リーマンショック 東日本大震災 新型コロナウイルス感染拡大

(3) 警察官採用試験

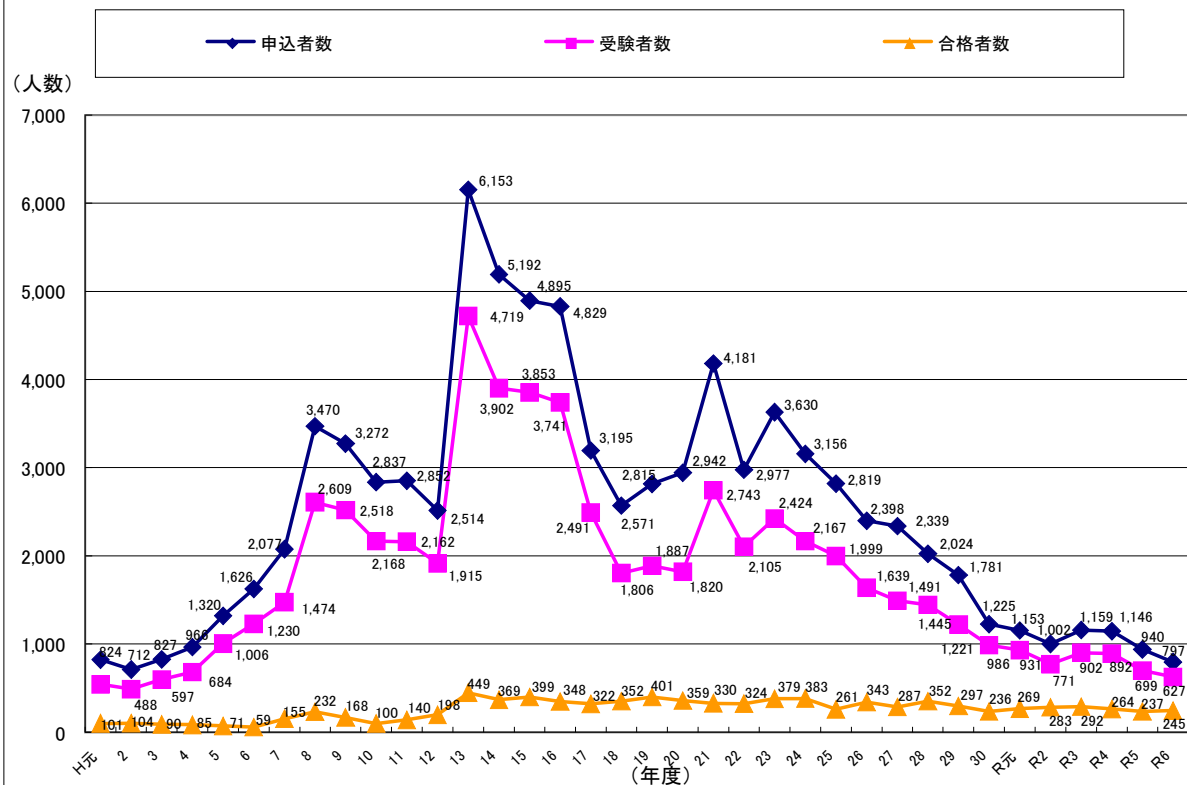
ア 実施状況

(単位：人、倍)

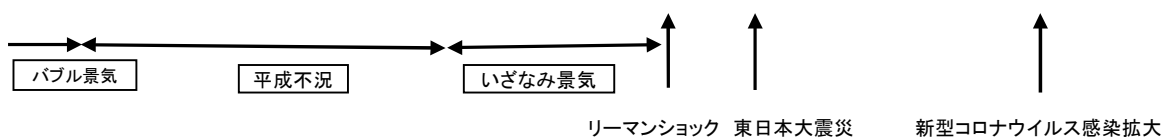
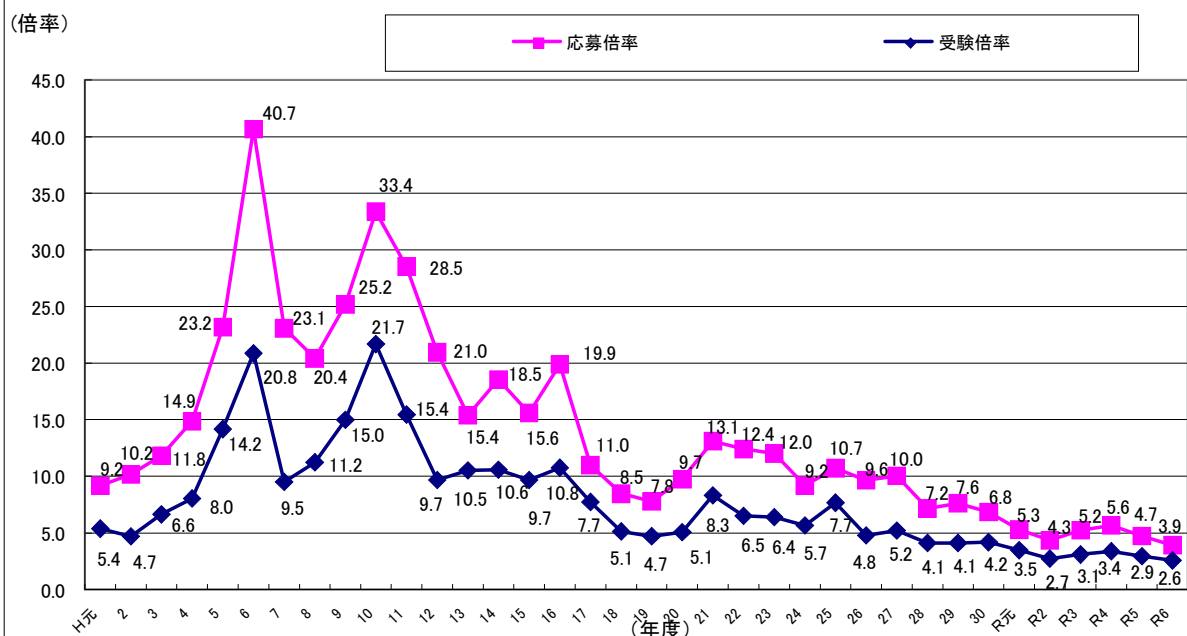
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	90	824 (0)	9.2	543 (0)	101 (0)	5.4
2	70	712 (0)	10.2	488 (0)	104 (0)	4.7
3	70	827 (236)	11.8	597 (197)	90 (13)	6.6
4	65	966 (304)	14.9	684 (239)	85 (13)	8.0
5	57	1,320 (412)	23.2	1,006 (323)	71 (11)	14.2
6	40	1,626 (464)	40.7	1,230 (343)	59 (12)	20.8
7	90	2,077 (580)	23.1	1,474 (395)	155 (24)	9.5
8	170	3,470 (834)	20.4	2,609 (605)	232 (40)	11.2
9	130	3,272 (854)	25.2	2,518 (652)	168 (48)	15.0
10	85	2,837 (832)	33.4	2,168 (600)	100 (22)	21.7
11	100	2,852 (830)	28.5	2,162 (613)	140 (25)	15.4
12	120	2,514 (642)	21.0	1,915 (478)	198 (32)	9.7
13	400	6,153 (1,471)	15.4	4,719 (1,125)	449 (98)	10.5
14	280	5,192 (1,138)	18.5	3,902 (821)	369 (52)	10.6
15	314	4,895 (949)	15.6	3,853 (716)	399 (30)	9.7
16	243	4,829 (846)	19.9	3,741 (612)	348 (25)	10.8
17	291	3,195 (571)	11.0	2,491 (421)	322 (22)	7.7
18	304	2,571 (403)	8.5	1,806 (280)	352 (31)	5.1
19	362	2,815 (480)	7.8	1,887 (311)	401 (60)	4.7
20	302	2,942 (556)	9.7	1,820 (323)	359 (33)	5.1
21	319	4,181 (822)	13.1	2,743 (514)	330 (30)	8.3
22	240	2,977 (620)	12.4	2,105 (386)	324 (32)	6.5
23	302	3,630 (725)	12.0	2,424 (444)	379 (42)	6.4
24	344	3,156 (558)	9.2	2,167 (365)	383 (53)	5.7
25	263	2,819 (559)	10.7	1,999 (352)	261 (38)	7.7
26	249	2,398 (445)	9.6	1,639 (278)	343 (52)	4.8
27	233	2,339 (552)	10.0	1,491 (302)	287 (43)	5.2
28	283	2,024 (449)	7.2	1,445 (289)	352 (53)	4.1
29	234	1,781 (380)	7.6	1,221 (237)	297 (47)	4.1
30	179	1,225 (242)	6.8	986 (192)	236 (45)	4.2
R元	218	1,153 (277)	5.3	931 (232)	269 (42)	3.5
R2	231	1,002 (200)	4.3	771 (150)	283 (43)	2.7
R3	222	1,159 (293)	5.2	902 (231)	292 (47)	3.1
R4	203	1,146 (262)	5.6	892 (200)	264 (46)	3.4
R5	199	940 (225)	4.7	699 (173)	237 (53)	2.9
R6	204	797	3.9	627	245	2.6

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



3 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 人事委員会勧告公民較差の推移

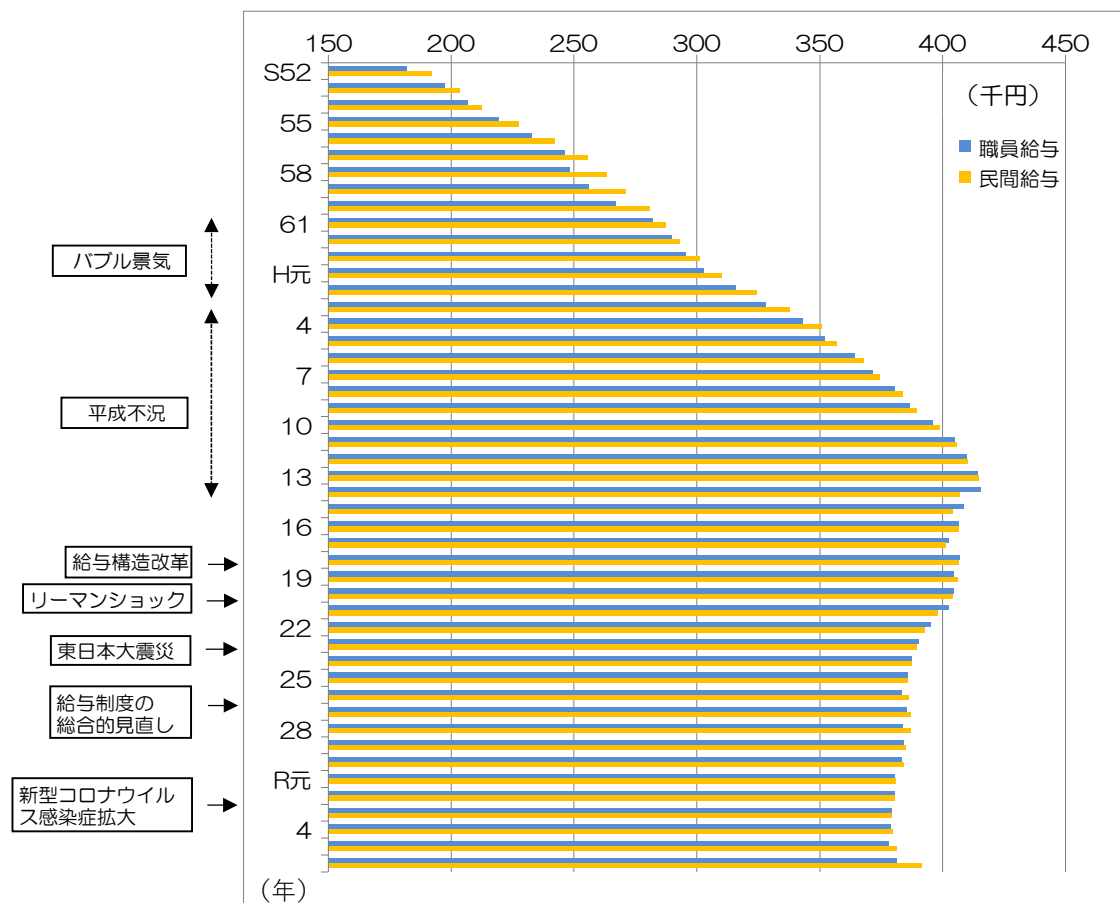
年	勧告日	職員給与	民間給与	公民較差		国の官民較差(参考)		給料表	期末手当	勤勉手当	計	対前年増減
				率(%)	金額(円)	率(%)	金額(円)					
S52	52.10.11	182,002	191,931	6.9	12,549	5.66	10,010	○	3.9	1.1	5.0	
53	53.10.25	197,263	203,364	3.79	7,482	3.36	6,472	○	3.8	1.1	4.9	▲ 0.10
54	54.10.24	206,767	212,577	3.63	7,507	3.18	6,463	○	3.8	1.1	4.9	0.00
55	55.10.20	219,527	227,495	4.55	9,985	3.81	8,110	○	3.8	1.1	4.9	0.00
56	56.10.20	233,018	242,200	5.04	11,745	4.11	9,234	○	3.8	1.1	4.9	0.00
57	57.10.19	246,290	255,483	4.53	11,158	3.81	9,077	○	3.8	1.1	4.9	0.00
58	58.10.20	248,428	263,384	6.43	15,976	6.20	14,855	○	3.8	1.1	4.9	0.00
59	59.10.18	255,907	271,250	6.39	16,349	6.17	15,139	○	3.8	1.1	4.9	0.00
60	60.10.18	267,084	280,982	5.51	14,737	5.32	13,462	○	3.8	1.1	4.9	0.00
61	61.10.17	282,264	287,425	2.28	6,426	2.03	5,433	○	3.8	1.1	4.9	0.00
62	62.10.19	289,637	293,113	1.46	4,241	1.31	3,597	○	3.8	1.1	4.9	0.00
63	63.10.14	295,456	301,152	2.33	6,878	2.00	5,560	○	3.8	1.1	4.9	0.00
H元	1.10.13	302,788	310,169	3.08	9,319	2.55	7,280	○	3.9	1.2	5.1	0.20
2	2.10.19	315,649	324,477	3.66	11,552	2.94	8,680	○	4.15	1.2	5.35	0.25
3	3.10.14	328,124	337,768	3.68	12,062	3.05	9,327	○	4.25	1.2	5.45	0.10
4	4.10.13	343,140	350,830	2.83	9,694	2.35	7,526	○	4.25	1.2	5.45	0.00
5	5.10.13	351,917	357,023	1.88	6,609	1.59	5,250	○	4.1	1.2	5.3	▲ 0.15
6	6.10.12	364,315	367,927	1.17	4,257	1.03	3,485	○	4.0	1.2	5.2	▲ 0.10
7	7.10.11	371,634	374,463	0.88	3,260	0.80	2,788	○	4.0	1.2	5.2	0.00
8	8.10.11	380,682	383,657	0.91	3,466	0.84	2,977	○	4.0	1.2	5.2	0.00
9	9.10.9	386,520	389,615	0.97	3,740	0.91	3,287	○	4.05	1.2	5.25	0.05
10	10.10.9	396,232	398,861	0.73	2,879	0.72	2,642	○	4.05	1.2	5.25	0.00
11	11.10.8	404,967	405,984	0.25	1,025	0.28	1,062	○	3.75	1.2	4.95	▲ 0.30
12	12.10.10	409,773	410,167	0.10	394	0.12	457		3.6	1.15	4.75	▲ 0.20
13	13.10.4	414,195	414,496	0.07	310	0.08	311		3.55	1.15	4.7	▲ 0.05
14	14.10.4	415,654	407,192	▲ 2.04	▲ 8,462	▲ 2.02	▲ 7,801	▲	3.5	1.15	4.65	▲ 0.05
15	15.10.6	408,824	404,362	▲ 1.09	▲ 4,462	▲ 1.07	▲ 4,054	▲	3.0	1.4	4.4	▲ 0.25
16	16.10.4	406,884	406,865	▲ 0.005	▲ 19	0.01	39		3.0	1.4	4.4	0.00
17	17.10.3	402,745	401,464	▲ 0.32	▲ 1,281	▲ 0.36	▲ 1,389	▲	3.0	1.45	4.45	0.05
18	18.10.2	406,898	406,876	▲ 0.005	▲ 22	0.00	18		3.0	1.45	4.45	0.00
19	19.10.9	404,709	406,219	0.37	1,510	0.35	1,352	○	3.0	1.5	4.5	0.05
20	20.10.10	404,607	404,263	▲ 0.09	▲ 344	0.04	136		3.0	1.5	4.5	0.00
21	21.10.6	402,652	398,117	▲ 1.13	▲ 4,535	▲ 0.22	▲ 863	▲	2.75	1.4	4.15	▲ 0.35
22	22.10.6	395,128	392,763	▲ 0.6	▲ 2,365	▲ 0.19	▲ 757	▲	2.6	1.35	3.95	▲ 0.20
23	23.10.26	390,458	389,710	▲ 0.19	▲ 748	▲ 0.23	▲ 899	▲	2.6	1.35	3.95	0.00
24	24.10.19	387,580	387,649	0.02	69	▲ 0.07	▲ 273		2.6	1.35	3.95	0.00
25	25.10.17	385,856	385,908	0.01	52	0.02	76		2.6	1.35	3.95	0.00
26	26.10.17	383,630	386,410	0.72	2,780	0.27	1,090	○	2.6	1.5	4.1	0.15
27	27.10.15	385,503	387,008	0.39	1,505	0.36	1,469	○	2.6	1.6	4.2	0.10
28	28.10.13	383,881	387,255	0.88	3,374	0.17	708	○	2.6	1.7	4.3	0.10
29	29.10.12	384,035	384,896	0.22	861	0.15	631	○	2.6	1.8	4.4	0.10
30	30.10.11	383,511	384,147	0.17	636	0.16	655	○	2.6	1.85	4.45	0.05
R元	1.10.10	380,487	380,904	0.11	417	0.09	387	○	2.6	1.9	4.5	0.05
2	2.10.21特別給 2.11.9月例給	380,783	380,752	▲ 0.01	▲ 31	▲ 0.04	▲ 164		2.55	1.9	4.45	▲ 0.05
3	3.10.14	379,274	379,332	0.02	58	0.00	▲ 19		2.4	1.9	4.3	▲ 0.15
4	4.10.14	379,174	379,946	0.20	772	0.23	921	○	2.4	2	4.4	0.10
5	5.10.13	378,305	381,474	0.84	3,169	0.96	3,869	○	2.45	2.1	4.5	0.10
6	6.10.11	381,506	391,494	2.62	9,988	2.76	11,183	○	2.5	2.1	4.6	0.10

(注) 1 現行のラスパイレス方式による給与勧告制度は昭和35年から実施。

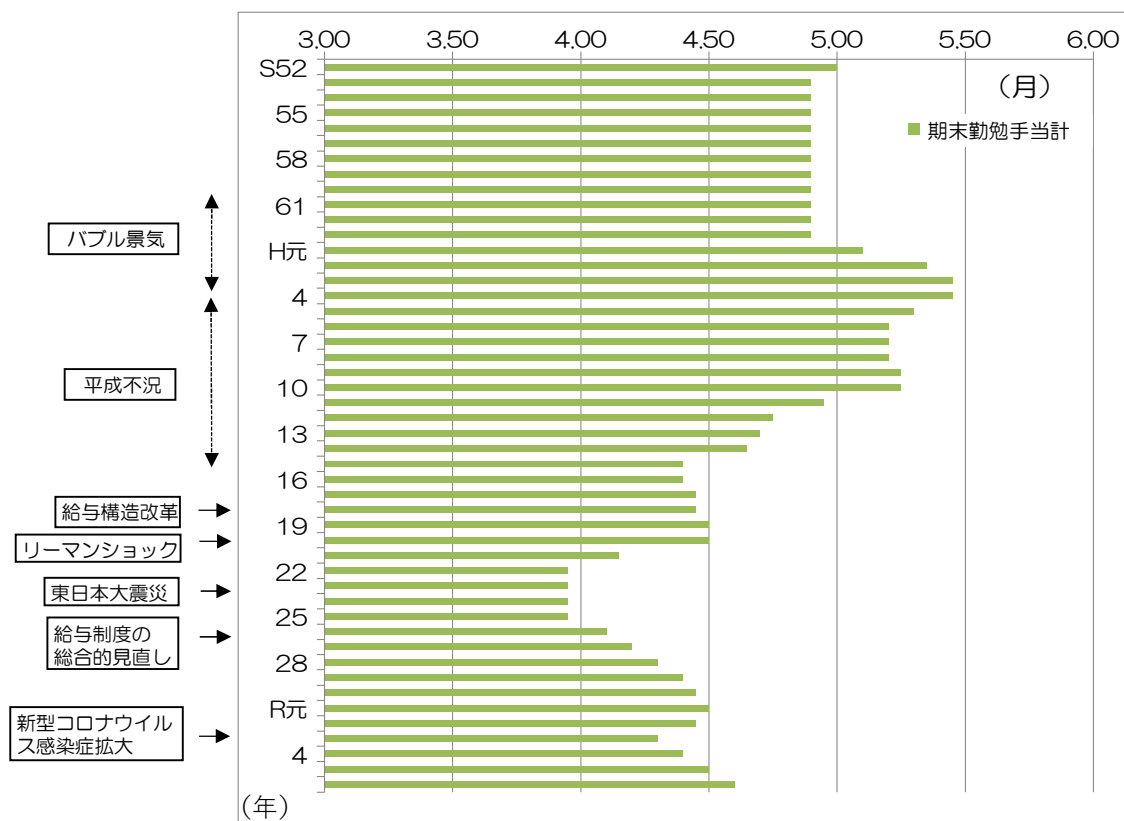
2 昭和63年から平成13年までについては民間給与の逡及改定分が含まれているため、職員給与と民間給与の差が公民較差と一致しません。

3 給料表の○は増額改定、▲は減額改定。

職員給与及び民間給与の推移



期末勤勉手当の支給月数の推移



(3) 令和6年人事委員会勧告の状況（都道府県別）

都道府県	R6公民給与				R6公民較差		R6給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
北海道	15	371,263	14	382,451	11,188	3.01	引上げ	4.50	4.60	0.10
青森県	46	345,382	46	356,601	11,219	3.25	引上げ	4.40	4.55	0.15
岩手県	40	352,677	38	363,635	10,958	3.11	引上げ	4.50	4.60	0.10
宮城県	25	364,533	26	375,360	10,827	2.97	引上げ	4.50	4.60	0.10
秋田県	24	365,756	23	376,560	10,804	2.95	引上げ	4.45	4.60	0.15
山形県	28	363,927	29	372,357	8,430	2.32	引上げ	4.45	4.60	0.15
福島県	18	368,969	18	379,303	10,334	2.80	引上げ	4.45	4.60	0.15
茨城県	9	376,038	9	385,914	9,876	2.63	引上げ	4.50	4.60	0.10
栃木県	27	364,291	27	373,639	9,348	2.57	引上げ	4.50	4.60	0.10
群馬県	19	368,781	22	377,563	8,782	2.38	引上げ	4.50	4.60	0.10
埼玉県	7	379,111	7	389,700	10,589	2.79	引上げ	4.50	4.60	0.10
千葉県	26	364,438	25	376,461	12,023	3.30	引上げ	4.50	4.60	0.10
東京都	1	408,830	1	419,425	10,595	2.59	引上げ	4.65	4.85	0.20
神奈川県	2	389,133	2	399,951	10,818	2.78	引上げ	4.50	4.60	0.10
新潟県	10	374,672	12	383,277	8,605	2.30	引上げ	4.50	4.60	0.10
富山県	36	358,719	35	369,401	10,682	2.98	引上げ	4.50	4.60	0.10
石川県	31	361,769	31	371,525	9,756	2.70	引上げ	4.50	4.60	0.10
福井県	35	359,152	36	368,587	9,435	2.63	引上げ	4.50	4.60	0.10
山梨県	13	372,901	13	382,522	9,621	2.58	引上げ	4.50	4.60	0.10
長野県	14	371,981	15	381,722	9,741	2.62	引上げ	4.50	4.60	0.10
岐阜県	16	371,255	16	381,502	10,247	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10
静岡県	4	381,506	5	391,494	9,988	2.62	引上げ	4.50	4.60	0.10
愛知県	5	381,302	4	392,525	11,223	2.94	引上げ	4.50	4.60	0.10
三重県	6	379,901	8	389,537	9,636	2.54	引上げ	4.50	4.60	0.10
滋賀県	12	373,580	11	384,184	10,604	2.84	引上げ	4.50	4.60	0.10
京都府	22	367,240	19	379,182	11,942	3.25	引上げ	4.50	4.60	0.10
大阪府	11	373,647	10	385,340	11,693	3.13	引上げ	4.50	4.60	0.10
兵庫県	3	385,691	3	396,408	10,717	2.78	引上げ	4.50	4.60	0.10
奈良県	30	362,398	28	373,430	11,032	3.04	引上げ	4.50	4.60	0.10

都道府県	R6公民給与				R6公民較差		R6給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
和歌山県	20	368,621	20	378,443	9,822	2.66	引上げ	4.50	4.60	0.10
鳥取県	45	347,661	45	356,747	9,086	2.61	引上げ	4.20	4.35	0.15
島根県	39	352,878	42	362,215	9,337	2.65	引上げ	4.30	4.40	0.10
岡山県	17	370,943	17	381,001	10,058	2.71	引上げ	4.50	4.60	0.10
広島県	8	378,280	6	389,822	11,542	3.05	引上げ	4.50	4.60	0.10
山口県	34	359,737	32	370,025	10,288	2.86	引上げ	4.50	4.60	0.10
徳島県	32	360,420	33	369,698	9,278	2.57	引上げ	4.50	4.60	0.10
香川県	29	362,496	30	371,599	9,103	2.51	引上げ	4.50	4.60	0.10
愛媛県	42	352,062	41	362,376	10,314	2.93	引上げ	4.50	4.60	0.10
高知県	47	332,886	47	343,218	10,332	3.10	引上げ	4.35	4.45	0.10
福岡県	23	366,324	24	376,514	10,190	2.78	引上げ	4.50	4.60	0.10
佐賀県	44	348,032	44	358,276	10,244	2.94	引上げ	4.50	4.60	0.10
長崎県	21	367,578	21	377,855	10,277	2.80	引上げ	4.50	4.60	0.10
熊本県	33	360,131	33	369,698	9,567	2.66	引上げ	4.50	4.60	0.10
大分県	41	352,111	40	362,534	10,423	2.96	引上げ	4.50	4.60	0.10
宮崎県	43	348,661	43	358,463	9,802	2.81	引上げ	4.50	4.60	0.10
鹿児島県	37	354,247	37	365,419	11,172	3.15	引上げ	4.50	4.60	0.10
沖縄県	38	353,461	39	363,213	9,752	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10
国	—	405,378	—	416,561	11,183	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10

(2) 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要（令和6年10月11日公表資料）

I 報告及び勧告

1 報告及び勧告日 令和6年10月11日（金）

2 本年の給与勧告のポイント

① 公民較差に基づく本年の給与改定等

- ・民間給与との較差（2.62%）を解消するため、給料月額を引上げ
- ・子に係る扶養手当の月額を1人につき1,000円引上げ
- ・民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ(0.10月分)

② 給与制度のアップデート

- ・給料表及び給与制度の見直し
- ・諸手当の見直し（扶養手当、地域手当、通勤手当、再任用された職員の手当など）

II 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 442事業所中、369事業所の約1万9千人の個人別給与を調査
（調査対象：県内に所在する企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業）

ア 月例給

公民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の
同じ者同士を比較

（民間給与との較差）

民間給与	職員給与	較 差
391,494 円	381,506 円	9,988 円 (2.62%)

(注) 行政職

平均年齢 42.4 歳

※公民較差の額（9,988 円）、率（2.62%）ともに、平成4年（9,694 円、2.83%）
以来、32年ぶりの水準

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合 4.62 月（職員の支給月数 4.50 月）

(2) 給与の改定

ア 月例給

(ア) 給料表

a 行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定

若年層に特に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定

大卒程度試験に係る初任給を23,200 円、高卒程度試験に係る初任給を
23,600 円引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

(ウ) 扶養手当

子育てをしている職員を支援するため、子に係る扶養手当の月額を1人につき12,000円に引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

(エ) 寒冷地手当

民間における同種手当の支給額を踏まえた国の改定を考慮して、寒冷地手当の額を引上げ、支給公署等を見直し

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給状況等を踏まえ、年間4.50月から4.60月に引き上げ、期末・勤勉手当に均等に配分

（一般職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期	年 間
6年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行 1.225月）	4.60月
勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行 1.025月）	
7年度 期末手当	1.250月	1.250月	4.60月
以降 勤勉手当	1.050月	1.050月	

[実施時期]

- ・月例給（給料表等）：令和6年 4月1日
（寒冷地手当の支給公署等は令和7年4月1日）
- ・特別給（ボーナス）：令和6年 12月1日

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給与制度のアップデートの必要性

本県においても、給与制度の連続性・安定性が確保できること、人材の確保等は国と共通の課題であること等から、国の制度を基本としつつ、地域の民間給与の水準を反映したものとなるよう、公民給与の較差など本県の実情を考慮しながら、給与制度のアップデートを実施していくことが必要である。

(2) 見直しの内容・実施時期等

ア 給料表及び給与制度の見直し…若年層は採用等における給与面での競争力を高め、行政職8級相当以上は職務職責をより重視した給与体系とするため改定

(ア) 行政職給料表

- ・1級及び2級：新卒初任給や若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・3級から7級：各級の初号近辺の号給をカットし給料月額の最低水準を引上げ
- ・8級から10級：各級の初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消

成績優秀者は昇給によりさらに給与上昇する仕組みへ見直し

(イ) 行政職給料表以外：行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 扶養手当の見直し…税制及び社会保障制度の見直しなど社会状況の変化に対応するとともに子育て支援を充実させるため改定

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当の月額を1人につき14,000円に引上げ（段階的に実施）

ウ 地域手当の見直し…民間賃金の状況を職員の給与水準に反映させるため、国の地域区分等を見直しに準じて引き上げるとともに、給料月額に乘じる一定の率を引下げ

- ・支給割合の改定 静岡県内一律 3.7% → 4.15%
- ・給料表の給料月額に乘じる一定の率 1.89% → 1.43%

- エ 通勤手当…長距離通勤する職員の経済的負担の軽減等を考慮して改定
- ・支給限度額を月額 150,000 円に引上げ
 - ・新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直し（通勤時間の 30 分短縮要件を廃止）
- オ 単身赴任手当の見直し
- 採用に伴い単身赴任となった職員についても手当を支給するよう、国の改定を考慮して見直し
- カ 管理職員特別勤務手当の見直し
- 手当の支給対象時間帯の拡大等について、国の改定を考慮して見直し
- キ 勤勉手当の見直し
- 勤勉手当の成績率の上限を国の改定を考慮して引上げ
- ク 特定任期付職員のボーナス制度の見直し
- 国の改定を考慮して、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止
- ケ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与
- 国に準じて、異動の円滑化に資する手当として、地域手当（異動保障）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を支給
- [実施時期]
- 令和 7 年 4 月 1 日

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

国において、教職調整額の支給を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し等が検討されており、本県においても、教育職員の適切な処遇を図る必要があることから、引き続き国の動向等を注視し、必要な検討を行っている。

4 会計年度任用職員の給与改定等

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当

Ⅲ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

本委員会は、任命権者と連携し、多様で有意な人材を確保するとともに、職員がその能力を発揮できる環境を整えるため、試験の改善等に加え、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の心身の健康の保持・増進など、勤務環境を向上させていくことにより、働きやすく、魅力ある職場環境の醸成を進めていく。

1 人材の確保

人材の確保が厳しさを増している中、本委員会は就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。今後も受験機会の拡大といった試験改善や職員が就業希望者に直接対話することによる広報活動の充実等を進めていく。このほか、早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた広報時期の見直しやインターンシップの取扱いに係る国の動向への対応など、採用活動に関わる状況変化に適切に対処していく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 過度な時間外労働の是正

令和 5 年度に、時間外勤務時間の上限の特例である月 100 時間等を超えた職員は 605 人で、4 年度より増加した。時間外勤務を縮減するため、任命権者には、業務の効率化やデジタル化、優良な改善事例の横展開、業務量に応じた柔軟な人員配置や人員の

確保などの対策を講ずることを求める。管理監督職には、業務分担の平準化など適切なマネジメントを行うことを求める。

(2) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、時間外在校等時間の上限の特例である月 100 時間等を超えた教育職員の割合は 21.5%、小学校・中学校において、上限の原則である月 45 時間を超えた教育職員の割合は小学校 29.2%、中学校 45.4%であった。時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化、優良事例の横展開、業務分担の平準化の徹底などを図るとともに、長時間にわたる部活動指導などの時間外在校等時間の要因等に応じた対策を講ずる必要がある。また、校長等の管理職員がマネジメント力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要である。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、子育て・介護等を行う職員に対する支援体制の充実、管理職に対する制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。また、引き続き、男性職員の育児休業等の取得率を高める取組を進める必要がある。管理職には、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

任命権者には、多様な働き方を可能とする制度の活用・拡充を進めることを求める。引き続き、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について、検討を進めるとともに、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

(1) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は7年連続で増加し深刻な状況が続いている。任命権者及び管理職には、高ストレス者に対する面談等の早期対応や職場環境の改善等に取り組むことを求める。加えて、長期療養者に対して、療養中のケアや職場復帰支援等を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントの相談件数は4年連続で増加している。任命権者及び管理職には、各種ハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）への社会的関心が高まっており、行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守る観点から、組織として対応していく必要がある。

4 障害者雇用等に関する取組

知事部局及び県教育委員会には、法定雇用率を速やかに達成させることを求める。また、任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の懲戒処分事案が相次いで発生している。任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

(4) 令和6年人事委員会勧告の状況（政令市、和歌山市、特別区）

政令市等	R6公民給与				R6公民較差		R6給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		給料表	改定前	改定後
札幌市	22	353,759	22	363,892	10,133	2.86	引上げ	4.50	4.60	0.10
仙台市	18	372,870	18	382,953	10,083	2.70	引上げ	4.50	4.60	0.10
さいたま市	3	405,096	3	415,914	10,818	2.67	引上げ	4.50	4.60	0.10
千葉市	5	403,261	5	414,066	10,805	2.68	引上げ	4.50	4.60	0.10
横浜市	9	393,489	9	404,355	10,866	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10
川崎市	1	415,973	1	427,073	11,100	2.67	引上げ	4.50	4.60	0.10
相模原市	15	378,045	15	388,635	10,590	2.80	引上げ	4.50	4.60	0.10
新潟市	20	369,720	19	380,850	11,130	3.01	引上げ	4.50	4.60	0.10
静岡市	17	375,293	17	385,403	10,110	2.69	引上げ	4.50	4.60	0.10
浜松市	19	371,179	20	380,761	9,582	2.58	引上げ	4.50	4.60	0.10
名古屋市	11	389,358	11	400,299	10,941	2.81	引上げ	4.50	4.60	0.10
京都市	6	399,355	7	408,276	8,921	2.23	引上げ	4.50	4.60	0.10
大阪市	7	398,309	6	409,940	11,631	2.92	引上げ	4.50	4.60	0.10
堺市	2	405,905	2	417,479	11,574	2.85	引上げ	4.50	4.60	0.10
神戸市	4	404,580	4	415,595	11,015	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10
岡山市	10	392,344	10	402,985	10,641	2.71	引上げ	4.50	4.60	0.10
広島市	16	376,427	16	386,369	9,942	2.64	引上げ	4.50	4.60	0.10
北九州市	8	396,724	8	407,430	10,706	2.70	引上げ	4.50	4.60	0.10
福岡市	14	380,048	14	390,448	10,400	2.74	引上げ	4.50	4.60	0.10
熊本市	21	354,342	21	364,178	9,836	2.78	引上げ	4.50	4.60	0.10
和歌山市	13	381,437	13	392,605	11,168	2.93	引上げ	4.50	4.60	0.10
特別区	12	382,163	12	393,192	11,029	2.89	引上げ	4.65	4.85	0.20
国	－	405,378	－	416,561	11,183	2.76	引上げ	4.50	4.60	0.10

(5) 過去における「勤務条件等に関する諸課題」の報告項目

年度	項 目	委員名
H18	1 時間外勤務の縮減及び職員の健康管理 時間外縮減、メンタルヘルス対策、生活習慣病の予防 2 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 3 育児のための短時間勤務制度等及び自己啓発等休業制度 育児・介護のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の検討 4 職員の能力開発及び育成	井口 賢明 川口 正俊 内山 博之
H19	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 派遣研修の充実、自己啓発休業制度の整備・活用 2 勤務時間の見直し 3 時間外勤務の縮減 4 心の健康管理 メンタルヘルス対策 5 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 6 新たな人事評価制度の導入	井口 賢明 澤田 茂夫 内山 博之
H20	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2 時間外勤務の縮減 3 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 4 男女が共に働きやすい職場環境づくり 育児短時間勤務制度を利用した環境づくり 5 コンプライアンスの徹底	井口 賢明 澤田 茂夫 寺田 一彦
H21	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 育児休業、看護又は介護のための休暇制度の充実 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 2 職員の士気高揚と公務員倫理の徹底 (1) 活気あふれる職場環境づくり (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底 3 臨時及び非常勤の職員の処遇 勤務条件、任用のあり方研究、臨時的任用教育職員のあり方	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H22	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減 2 職員の健康管理 メンタルヘルス対策、病休制度見直し 3 非常勤職員の処遇 非常勤の育児休業導入	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭

年度	項 目	委員名
H23	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 定年延長に向けた制度の見直し	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H24	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 子育て支援、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 高齢期における職員の雇用問題	小川 良昭 澤田 茂夫 岸田 勝彦
H25	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 教育職員の多忙化の解消 (4) 配偶者帯同休業制度 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H26	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教育職員の多忙化の解消 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 (1) 雇用と年金の接続の在り方 (2) 再任用職員の給与 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H27	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教職員の多忙化の解消 (4) 柔軟で多様な働き方と働きやすい職場環境づくり 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦

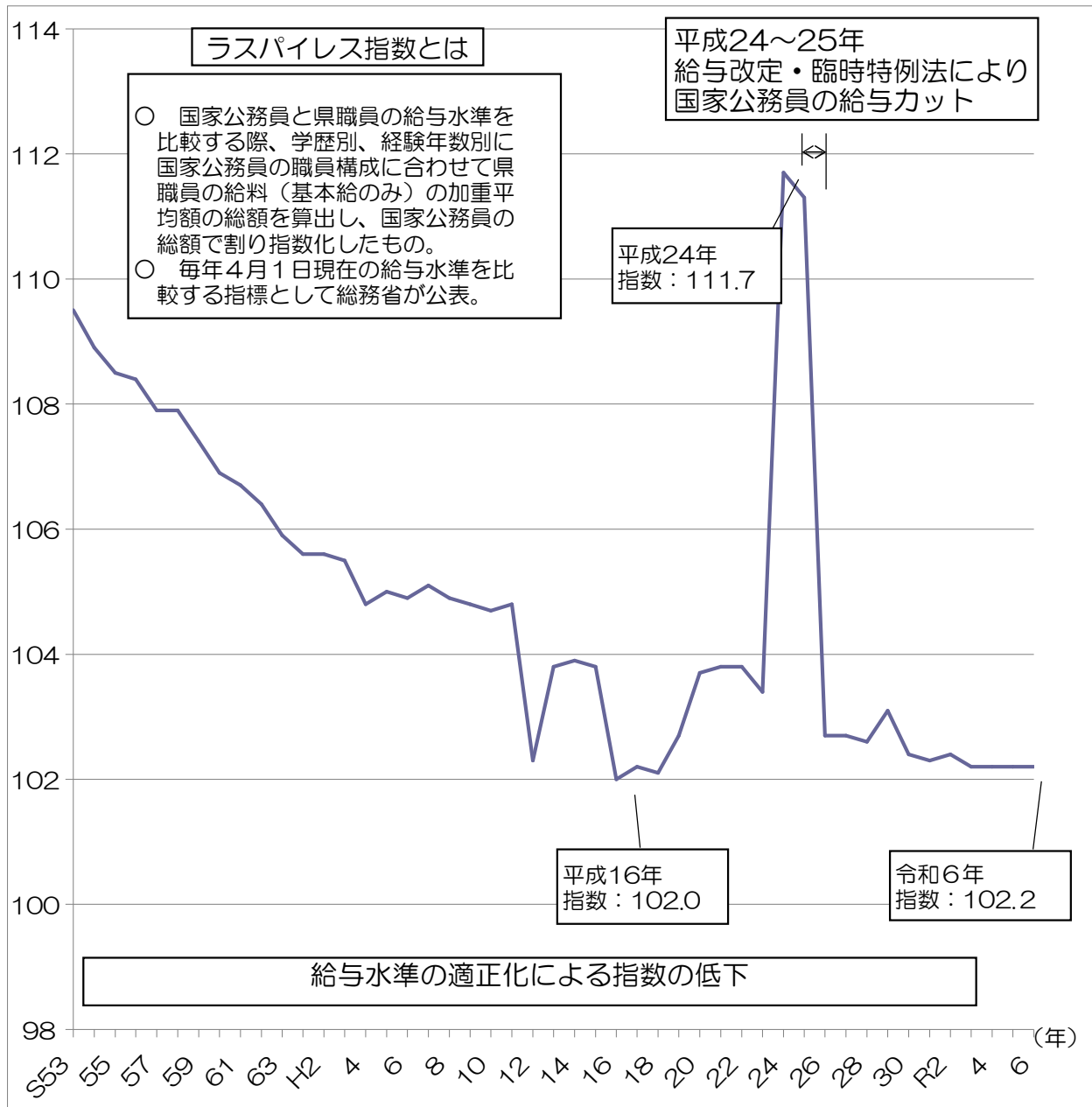
年度	項 目	委員名
H28	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) メンタルヘルス対策 (2) ハラスメント対策 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H29	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
H30	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員の勤務条件の改善 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
R元	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 会計年度任用職員制度の円滑導入 6 障害者雇用に関する取組 7 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男

年度	項 目	委員名
R2	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 障害者雇用に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男
R3	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 人材の確保 5 障害者雇用等に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R4	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 人材の確保 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R5	1 人材の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

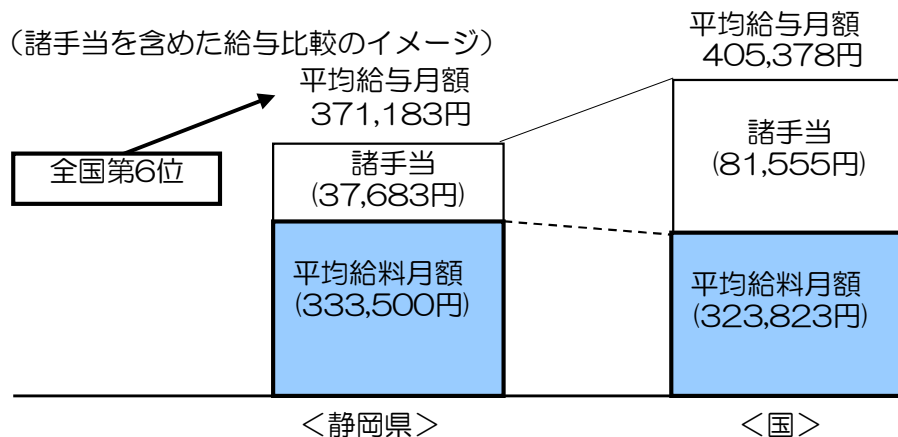
年度	項 目	委員名
R6	1 人材の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 4 障害者雇用に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

4 ラスパイレス指数の推移

(1) 本県のラスパイレス指数推移



国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した令和6年のラスパイレス指数は、国を100.0とした場合に102.2と全国第1位となっていますが、平均給与月額については全国第6位です。



(2) ラスパイレス指数推移（都道府県別）

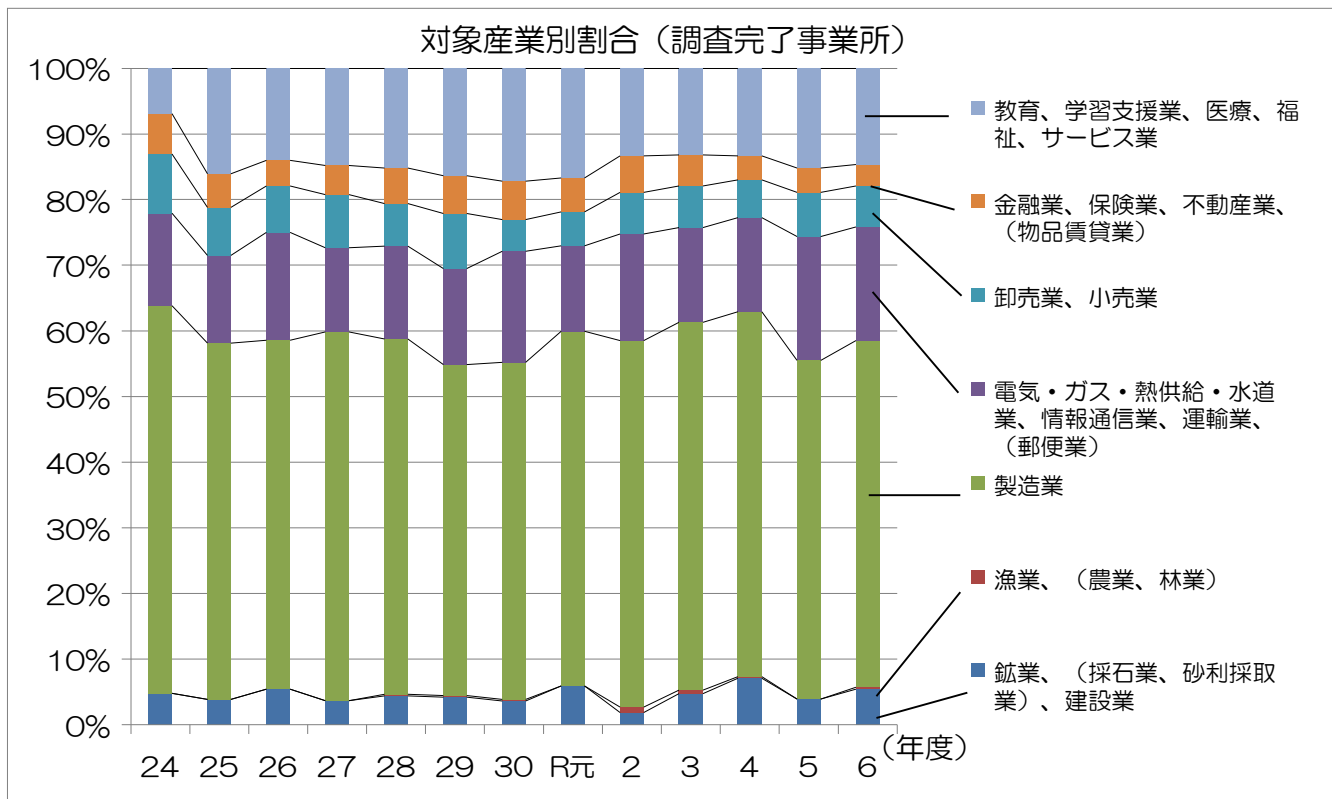
年 県名	S45年		55年		H元年		5年		10年		30年		R2年		R3年		R4年		R5年		R6年		R6-R5	R6年平均給与月額による全国順位	
	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位			平均給与月額（円）
北海道	105.9	20	105.6	27	102.1	41	102.3	40	102.3	39	98.6	38	99.2	35	99.2	34	99.1	33	98.9	36	99.0	36	0.1	360,806	16
青森	98.7	44	103.6	40	103.0	32	102.1	43	102.8	25	97.9	44	97.3	45	96.8	45	96.8	45	96.8	45	96.8	45	0.0	340,220	45
岩手	98.0	45	101.8	47	101.7	42	102.2	41	102.5	35	99.3	33	99.3	31	99.5	26	99.6	23	99.5	24	99.4	27	△ 0.1	349,741	36
宮城	99.2	43	106.7	13	103.2	29	102.9	33	102.9	23	100.0	25	100.1	19	100.1	19	100.0	19	100.2	11	100.0	14	△ 0.2	357,561	26
秋田	101.7	38	103.6	40	101.6	44	102.8	35	102.6	30	101.1	6	100.4	15	100.2	16	100.2	14	99.9	18	100.1	13	0.2	354,035	30
山形	97.8	46	102.6	45	102.6	37	103.2	26	103.7	13	100.4	15	100.1	19	100.0	20	100.0	19	100.0	16	100.2	11	0.2	357,183	28
福島	103.9	27	106.7	13	103.3	26	103.1	30	102.6	30	100.7	11	100.6	14	100.4	12	100.4	12	100.1	13	100.0	14	△ 0.1	357,321	27
茨城	105.5	21	106.8	11	104.0	14	104.0	14	103.5	15	101.0	8	100.7	11	100.4	12	100.2	14	100.1	13	100.2	11	0.1	364,449	11
栃木	104.0	26	105.6	27	104.8	9	104.2	10	103.2	17	101.0	8	100.7	11	100.3	15	100.2	14	99.6	19	99.4	27	△ 0.2	352,711	31
群馬	104.2	25	104.4	39	104.0	14	103.9	16	103.6	14	100.4	15	100.3	17	100.2	16	100.1	17	100.1	13	100.0	14	△ 0.1	358,767	23
埼玉	108.6	11	111.1	4	106.0	5	105.1	5	104.3	5	100.3	20	101.4	4	101.0	5	100.7	4	100.4	8	100.3	9	△ 0.1	367,419	9
千葉	107.4	17	109.4	6	106.0	5	104.4	9	103.0	18	100.1	24	99.9	22	99.8	22	99.7	22	99.6	19	99.6	21	0.0	359,477	22
東京	121.8	1	111.6	2	107.2	2	107.4	1	104.8	3	101.4	5	100.9	7	100.8	7	100.6	7	100.5	6	100.5	6	0.0	400,180	1
神奈川	116.8	2	112.2	1	108.2	1	107.1	2	105.1	2	102.5	1	101.9	3	101.6	3	100.7	4	100.0	16	100.0	14	0.0	382,894	2
新潟	101.6	40	104.8	36	102.4	39	103.2	26	103.0	18	100.4	15	99.0	36	99.1	35	99.1	33	98.7	37	99.5	24	0.8	364,767	10
富山	100.8	42	106.0	24	103.7	22	103.4	22	103.0	18	99.2	34	99.3	31	99.3	32	99.4	28	99.3	30	99.2	34	△ 0.1	351,162	34
石川	108.1	13	106.6	17	102.6	37	102.7	37	102.5	35	99.9	26	99.8	23	99.8	22	99.5	25	99.6	19	99.5	24	△ 0.1	356,309	29
福井	102.5	35	105.3	30	104.0	14	103.1	30	102.6	30	99.8	27	99.6	28	99.4	30	99.3	30	99.1	34	99.0	36	△ 0.1	349,242	37
山梨	103.3	31	104.8	36	102.9	34	103.4	22	102.3	39	100.3	20	100.9	7	100.4	12	100.5	9	100.4	8	100.5	6	0.1	364,438	12
長野	105.2	22	105.4	29	104.9	8	103.8	17	102.4	38	100.2	22	100.3	17	100.2	16	100.4	12	100.2	11	100.0	14	△ 0.2	360,633	19
岐阜	108.2	12	106.3	19	103.0	32	102.8	35	103.0	18	99.4	32	99.7	25	99.6	25	99.5	25	99.3	30	99.3	30	0.0	362,291	14
静岡	113.9	5	108.5	8	105.6	7	105.0	6	104.7	4	102.4	2	102.4	2	102.2	1	102.2	1	102.2	1	102.2	1	0.0	371,183	6
愛知	115.6	4	111.4	3	107.0	3	105.7	4	104.3	5	101.0	8	102.5	1	102.1	2	101.3	2	101.0	3	101.0	3	0.0	377,124	3
三重	106.4	18	106.3	19	103.3	26	103.4	22	102.7	28	101.9	3	101.4	4	101.4	4	101.3	2	101.2	2	101.1	2	△ 0.1	369,713	7
滋賀	110.9	9	105.9	25	103.6	24	103.2	26	102.1	42	99.5	31	100.8	9	100.7	9	100.1	17	99.6	19	99.6	21	0.0	360,809	15
京都	107.8	14	106.3	19	103.7	22	103.8	17	102.1	42	99.1	35	99.4	30	99.5	26	99.0	35	99.2	33	99.4	27	0.2	357,803	24
大阪	116.4	3	109.3	7	107.0	3	106.1	3	105.2	1	101.6	4	100.7	11	100.9	6	100.7	4	100.8	4	100.4	8	△ 0.4	372,599	5
兵庫	113.8	6	108.5	8	104.1	12	104.6	7	103.8	12	100.4	15	99.8	23	99.8	22	99.5	25	99.6	19	99.3	30	△ 0.3	376,521	4
奈良	112.8	7	106.8	11	103.8	18	103.4	22	102.6	30	99.7	28	99.7	25	99.4	30	99.2	32	99.4	26	99.1	35	△ 0.3	359,636	21
和歌山	112.1	8	109.5	5	104.7	10	104.0	14	102.9	23	99.7	28	99.6	28	99.5	26	99.6	23	99.4	26	99.5	24	0.1	360,665	18
鳥取	109.2	10	106.7	13	103.8	18	103.5	21	103.0	18	95.3	47	95.4	47	95.5	47	95.8	47	96.2	46	96.6	46	0.4	345,487	40
島根	102.7	34	106.7	13	103.3	26	102.1	43	101.2	45	98.1	42	98.5	41	98.5	41	98.1	42	97.6	42	98.2	42	0.6	342,771	43
岡山	107.6	16	106.2	23	103.8	18	103.8	17	103.3	16	100.6	12	100.4	15	100.5	11	100.5	9	100.4	8	100.3	9	△ 0.1	362,367	13
広島	105.2	22	107.1	10	104.4	11	104.5	8	104.0	8	100.4	15	101.2	6	100.8	7	100.5	9	100.5	6	100.9	4	0.4	368,666	8
山口	106.0	19	105.1	31	104.1	12	103.2	26	102.1	42	100.5	13	99.3	31	98.9	37	99.0	35	99.1	34	99.3	30	0.2	350,722	35
徳島	103.6	30	104.9	34	103.6	24	104.2	10	103.9	9	98.7	37	99.0	36	99.1	35	99.0	35	98.6	39	99.0	36	0.4	360,216	20
香川	101.4	41	105.1	31	102.3	40	102.9	33	104.2	7	98.1	42	98.6	39	98.8	38	98.9	38	99.4	26	99.7	20	0.3	357,791	25
愛媛	103.7	28	103.3	44	101.4	46	103.0	32	102.6	30	98.3	40	98.6	39	98.7	40	98.6	40	98.5	40	98.4	40	△ 0.1	349,081	38
高知	103.7	28	105.8	26	103.8	18	103.6	20	102.5	35	99.1	35	98.8	38	98.8	38	98.8	39	98.7	37	98.7	39	0.0	330,441	47
福岡	107.7	15	103.5	43	103.2	29	104.1	12	103.9	9	101.1	6	100.8	9	100.6	10	100.6	7	100.7	5	100.8	5	0.1	360,693	17
佐賀	103.1	32	102.0	46	101.6	44	101.7	46	100.7	47	100.5	13	100.0	21	99.9	21	99.9	21	99.5	24	99.6	21	0.1	341,822	44
長崎	101.9	36	106.4	18	104.0	14	104.1	12	103.9	9	98.2	41	98.2	42	98.2	42	98.2	41	98.2	41	98.4	40	0.2	352,124	33
熊本	101.8	37	105.0	33	102.9	34	102.2	41	102.7	28	100.2	22	99.7	25	99.5	26	99.4	28	99.4	26	99.3	30	△ 0.1	352,381	32
大分	102.9	33	104.6	38	102.7	36	102.5	39	102.8	25	99.7	28	99.3	31	99.3	32	99.3	30	99.3	30	99.8	19	0.5	344,299	42
宮崎	104.4	24	103.6	40	101.7	42	101.8	45	101.1	46	97.8	45	97.5	44	97.4	44	97.4	44	97.3	43	97.3	44	0.0	336,309	46
鹿児島	101.7	38	104.9	34	103.2	29	102.6	38	102.8	25	96.6	46	96.2	46	96.2	46	96.3	46	96.2	46	96.3	47	0.1	344,583	41
沖縄	－	－	106.3	19	101.3	47	100.9	47	102.3	39	98.5	39	98.2	42	98.1	43	98.1	42	97.2	44	97.8	43	0.6	347,193	39
全国	108.6		106.9		104.2		104.0		103.3		100.1		100.0		99.9		99.8		99.6		99.7			362,985	
備考	全国順位については、ラスパイレス指数小数第1位まで。 平成28年からは、福祉職を除く一般行政職の指数。																								

5 職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移

(単位：事業所)

	静岡県	静岡市	浜松市	合計	前年度からの増減の要因
24年度	203	113	105	421	母集団事業所の増加
25年度	221	130	117	468	対象産業の拡大により増加
26年度	220	128	117	465	母集団事業所の減少
27年度	211	132	117	460	母集団事業所の減少
28年度	206	121	117	444	母集団事業所の減少
29年度	222	127	117	466	母集団事業所の増加
30年度	224	125	118	467	母集団事業所の増加
R元年度	223	127	121	471	母集団事業所の増加
2年度	210	119	120	449	新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、医療層（病院等）を調査対象から除外
3年度	210	116	118	444	母集団事業所の減少
4年度	213	116	118	447	母集団事業所の増加
5年度	213	116	115	444	母集団事業所の減少
6年度	211	116	115	442	母集団事業所の減少

(注) 標本事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所（母集団事業所）から無作為に抽出された、訪問調査の対象となる事業所。



(注) () 内は平成20年度から追加された産業。ただし、農業、林業及びサービス業の一部については平成25年度から追加。

6 勤務条件に関する措置要求の推移

年度	判定件数	棄却	却下 (判定)	却下 (決定)	一部棄却・ 一部却下	認容	取下げ
H 27							
28							
29							
30							
R 元							
2							
3	2			2			
4	1			1			
5	4			4			1
6	2			1	1		
計	9	0	0	8	1	0	1

7 不利益処分に関する審査請求の推移

年度	裁決件数	棄却	却下 (裁決)	却下 (決定)	処分取消	処分修正	取下げ
H 27							
28	1					1	1
29							
30							1
R 元	1	1					
2	1	1					
3	1					1	1
4	2	2					
5	1	1					
6	4	2		2			1
計	11	7	0	2	0	2	4

8 苦情相談の受付処理状況

任命権者 相談区分	県知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	終了	受付	終了	受付	終了	受付	終了	受付	終了
令和2年度 (件)										
任用関係	4	4	2	2	2	2			8	8
給与関係	1	2	1	1					2	3
勤務条件	9	9	8	8	3	3	2	2	22	22
懲戒分限							1	1	1	1
パワハラ	1		2	2	8	8	3	3	14	13
セクハラ	1	1							1	1
いじめ等	2	2						1	2	3
その他	4	4	2	2	2	2			8	8
計	22	22	15	15	15	15	6	7	58	59
令和3年度 (件)										
任用関係	4	4	1	1	0	0	3	3	8	8
給与関係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
勤務条件	2	2	4	4	3	3	3	3	12	12
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	5	5	5	2	2	3	3	14	15
いじめ等	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5
計	17	18	12	12	6	6	10	10	45	46
令和4年度 (件)										
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
勤務条件	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
セクハラ	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10
いじめ等	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53
令和5年度 (件)										
任用関係	3	3	2	2	0	0	3	3	8	8
給与関係	4	4	1	1	1	1	0	0	6	6
勤務条件	11	11	6	6	0	0	3	3	20	20
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	4	3	3	4	4	1	1	12	12
いじめ等	2	2	4	4	0	0	0	0	6	6
その他	4	4	2	2	0	0	1	1	7	7
計	28	28	18	18	5	5	8	8	59	59
令和6年度 (件)										
任用関係	1	1	0	0	2	2	2	2	5	5
給与関係	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
勤務条件	5	5	2	2	1	1	2	2	10	10
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	0	0	1	1	3	3	7	7
いじめ等	2	2	3	3	0	0	0	0	5	5
その他	7	7	2	2	3	3	1	1	13	13
計	20	20	8	8	7	7	8	8	43	43

人事委員会事務局の基本理念と行動指針

1 基本理念

県の未来を担う人材を見出し、
職員が働きやすい環境づくりをサポートします。

この基本理念は、静岡県が「幸福度日本一の静岡県」を目指して効率的で効果的な行政運営を推進するため、人事委員会事務局が①優秀な人材の確保、②適正な給与制度等の勤務条件の確保、③職員が働きやすい職場環境の確保を図ることにより、職員が十分にその能力を発揮できるよう支援することを表現したものです。

2 行動指針

人事委員会事務局職員一人ひとりがこの行動指針に基づき、常に適正な業務の執行と改革・改善に努めていきます。

- ・私たちは、魅力ある県の仕事を積極的にPRし、優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・私たちは、職員の勤務条件を調査研究し、適正な制度の立案に取り組みます。
- ・私たちは、法令を遵守し、公正・中立な立場で職員の人事管理や労働環境の適正化を確保します。
- ・私たちは、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、改革・改善に取り組みます。



人 事 委 員 会 年 報
令和6年度版

令和7年6月発行

編集・発行 静岡県人事委員会事務局
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
(TEL) 054-221-2273 (FAX) 054-254-3982



ともに創ろう静岡県の未来

静岡未来クリエイター 大募集

令和
7年度

静岡県職員募集総合案内



静岡県人事委員会事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(電話) 054-221-2275

(メール) shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

(HP) <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/saiyoinfo/employ/>